

平成24年6月

篠栗町議会第2回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：6月7日(木)～15日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	7	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> </ul>
第2日	6	8	金	考 案 日		
第3日	6	9	土	休 会		閉 庁
第4日	6	10	日	休 会		閉 庁
第5日	6	11	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	12	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	13	水	予算審査特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	14	木	予 備 日		
第9日	6	15	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 平成24年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成24年6月7日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 8番 , 10番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
23	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕	文教厚生 常任委員会
24	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
25	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕	予算審査 特別委員会
26	外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
27	篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
28	工事請負契約の締結について〔篠栗町社会体育館改修工事〕	文教厚生 常任委員会
29	福岡県介護保険広域連合規約の変更について	文教厚生 常任委員会
30	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	文教厚生 常任委員会
31	平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算審査 特別委員会
32	平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ いて	予算審査 特別委員会
33	平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ いて	予算審査 特別委員会
34	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)について	予算審査 特別委員会
35	平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算審査 特別委員会

# 平成24年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成24年6月11日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	11番	後藤 百合子	議員
2.	8番	松田 國守	議員
3.	6番	草場 謙次	議員
4.	12番	荒牧 泰範	議員
5.	4番	横山 久義	議員

# 平成24年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成24年6月15日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第2, 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
〔平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について〕
- 第4, 議案第26号 外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第5, 議案第27号 篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第28号 工事請負契約の締結について〔篠栗町社会体育館改修工事〕
- 第7, 議案第29号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 第8, 議案第30号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第9, 議案第31号 平成24年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第32号 平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第11, 議案第33号 平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第34号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第35号 平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について

第14, 意見書案号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書  
第 1 号

第15, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成24年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月7日(開会)



平成24年 第2回 定例会 会議録

日時 平成24年6月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長 補 佐	久 芳 良 行
住 民 課 長	藤 佳 光	国 保 健 康 課 長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こ だ も 育 成 課 長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産 業 観 光 課 長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社 会 教 育 課 長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では、吉村税務課長が病欠のため、久芳課長補佐が代理出席しております。

それでは、ただいまから、平成24年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果はお手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において8番、松田國守議員、10番、阿高紀幸議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの9日間に決定しました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第23号から議案第35号までの計13議案でございます。

それでは、議案第23号から議案第35号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日、平成24年第2回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございます。

九州南部も梅雨入りいたしまして、季節は春から夏へと移り変わり始めました。

田植えが山間部から順調に進み、町中に咲き始めた紫陽花も次の雨で大きく花開く

気配でございます。こうした毎年の季節の変わり目の風景に、自然のなりわいの秩序高さにただ感嘆しているばかりでございます。

さて、議案の説明に入ります前に、3月定例会以降の諸情勢報告をまずさせていただきます。

篠栗町の「新しい公共」の姿を描こうとの思いを込めた平成24年度がスタートして2カ月経過いたしました。予定している町内の基盤整備事業や教育関係設備の改修等につきましては、一部入札も終わり、着工準備への段階と進んでおります。

4月29日（昭和の日）に開催いたしました第24回「春らんまんハイキング」は、3,400人を超える過去最高の参加者を迎え、晴天の中、開催することができました。ことしは、商工会青年部が作成いたしましたゆるキャラ「くりみん」も登場し、これまでにない盛り上がりでございました。

4月から本格稼働いたしておりますオアシス篠栗のバイオマスボイラーは、指定管理者において支障なく順調に運転していただいております。昨年と対比した燃料供給料等は次の定例会で報告いたします。

例年どおり連休明けから各区で行いました平成24年度行政区説明会では、「住民の皆さんが主体性を持ってまちづくりに汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識の創造」としての「新しい公共」の概念を説明しながら、役場の職員がまず率先して地域住民として頑張ることをお約束してまいりました。

また、篠栗町の個性を創造する特徴的な取り組みとして「介護支援ボランティア制度」「協働のまちづくり事業補助金制度」について、これは3年目の事業でございますが、住民の皆さんにさらに理解し、活用いただくよう再度詳しく説明をいたしました。

予算については、起債の借りかえにより昨年より11億円超膨れた理由を説明し、理解を求めるとともに、平成23年度は苦しいやりくりの中で1億2,500万円の基金の積み増しをし、3億円の繰上償還を行ったことで起債残高が100億円を切る見込みであることも説明いたしました。

こうした説明の中で、これから大きく変化しようとしている篠栗町の人口構成について、8年後の2020年を例にとり、今後の政策の立て方が大変重要になることを説明し、次期計画の中に織り込むことをお約束いたしました。

昨日までで説明会を終了いたしました。平成24年第1回定例会において慎重審議いただいた平成24年度事業について、説明会参加者におおむね御理解をいただいたと思っております。なお、各区における参加者は、区や隣組の役員を中心に

ほぼ例年どおりでありました。

さて、6月17日（日）に開催する「第31回社会教育関係団体等研修会」は、例年、地域づくりに取り組んでいただいている各方面の皆さんが参加いただいておりますが、本年度は、「防災と地域の共生」をテーマとし、防災・危機管理アドバイザーであります山村武彦氏をお迎えして、「防災をとおした地域づくり」と題した基調講演、庄区、田中区における地域防災組織の取り組みを報告いただく「地域防災組織の現状と課題について」というシンポジウム等、防災に特化した内容で開催いたします。ぜひ、議会におかれましても御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

こうした中、6月1日（金）に、久山町でパレット倉庫6,800平方メートルを全焼する大火が発生いたしました。篠栗町内においても、立ちのぼる黒煙とにoinに随分心配された住民の皆さんも多かったのですが、幸い人家への延焼やけが人もなく鎮火いたしました。とはいえ、消防による鎮火発表は6月1日午後1時17分の出火から12時間以上経過した6月2日午前1時36分でありました。篠栗町消防団は、久山町の要請を受けてポンプ15台、団員200人が応援出場し、化学消火剤放水のための水利確保など、鎮火まで懸命の消火活動を行いました。後日、久山町長、糟屋南部消防本部消防長から、篠栗町消防団の的確かつ迅速な応援活動に対し大変ありがたかったと感謝の言葉をいただきました。

こうした町をまたぐ火災や災害はいつ発生するかわかりません。今回は「福岡都市圏市町消防相互応援協定」に基づいて出動いたしました。日ごろから町を超えた団員相互の信頼関係があったからこそ多くの団員が懸命に消火活動に当たったものであると、改めて篠栗町消防団の崇高なる消防精神に私自身誇りに思い、また感謝の思いを新たにしました次第であります。

また、6月4日午後8時過ぎにクリエイト篠栗内のストックヤードの中でぼやが発生いたしました。出火の原因は不明でございます。衣類回収ボックス内の一部に焦げ目ができましたが、ストックヤードの使用には差し支えない程度でございます。

最後に、6月6日（水）に発覚いたしました税のコンビニ収納関連の事故について報告いたします。

コンビニ収納はバーコードにより店頭で受け付けられ、それぞれの自治体に収納される仕組みで、篠栗町においても本年4月から、税や水道料金納付などで利用開始したものであります。

6月4日から住民あてに送付した一部の税について、業者のミスにより他町のバ

ーコードが印刷されていたために、コンビニで納付された税の通知が篠栗町に届かないという事態が起こったものであります。詳細は後ほど全員協議会においてお時間をいただき、説明をいたします。間違った内容の納付書を送付した46人の皆様に御迷惑をおかけすることになり、また、コンビニ収納の信頼性を損なうことになりかねない事態を引き起こしましたこととおわびいたします。

以上、第1回定例会以降の諸情勢を報告いたしました。

国は、今国会で税と社会保障の一体改革の方向性を何とか結論づけようと与野党の攻防が続いております。また、一方で、東北大震災からの復興の取り組みの一環としての全国でのがれきの受け入れについての論議や原子力発電所再開の是非、この夏の節電への取り組み等、広く国民として考えなければならないことが目白押しであります。町として大きな判断を要する際には、議会としっかり論議をしてまいりたいと考えますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

昨年も申しましたが、私たちが目指すところは、「私たちの町のまちづくりは私たちの手でという自治による行動とその積み重ね」であります。そうした一つ一つの思いの詰まった行動の積み重ねの上に「持続可能なまちづくり」ができると信じております。

自分のことは自分で決めるという延長線上において、地域のことは地域で決める。すなわち篠栗町のことは篠栗町民で決めるという原点を忘れずに、町民から付託を受けた私と議会議員の皆様が責任を持って将来の篠栗町のために精いっぱい議論をして、篠栗町のことは篠栗町民で決めることをしていかなければならないと思っております。

今、読み進めております「分かち合いの経済学」という神野直彦先生の本の中に、「日本では、「改革」といえばスピードが必要だという意識が刷り込まれている。歴史の曲がり角で必要なのはスピードではない。冷静に判断し、落ちついてハンドルを切ることだ。スピードを上げ過ぎれば曲がり角では転倒してしまう」という一節でありました。まさにそのとおりと考えます。今後も議会と一緒に冷静に判断し、落ちついてハンドルを切ることに心がけ行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案についての説明をいたします。

本定例会に提案しております議案は、議案第23号から議案第35号までの13議案であります。

議案第23号から議案第25号までの3議案は、いずれも地方自治法第179条

第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第23号は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第109号）が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、東日本大震災の被災者を支援するための特例措置を定めたもので、被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合における長期譲渡所得の課税に係る譲渡期限を3年から7年に延長するものであります。

議案第24号は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化、固定資産税等の課税標準の特例及び東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長を定めたものであります。

議案第25号は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成23年度の国民健康保険特別会計決算において医療費の大幅な増加に伴う歳出超過のため、平成24年度からの繰上充用を行う必要性が生じたため、専決処分を行ったものであります。

補正予算の内容は、平成23年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成24年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金5,000万円を追加したものであります。

議案第26号は、「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が平成21年7月15日に公布され、このうち外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることに係る規定については、平成24年7月9日に施行されることに伴い、関係条例の整備が必要なため、本条例を制定するものであります。

改正が必要な条例は、篠栗町印鑑条例、篠栗町手数料徴収条例、篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例及び北筑昇華苑組合立北筑昇華苑使用料金の一部負担に



関する条例の4条例であります。

改正の内容は、印鑑登録を受けることができる者を「住民基本台帳に登録されている者」とするもの、手数料の種類から「外国人登録に関する証明書」を削除するもの及び外国人登録に係る規定を削除するものであります。

議案第27号は、「篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、平成22年度税制改正により、年少扶養控除が廃止されたことに伴い所要の規定を整備する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、用語の定義に「年少扶養者」を追加するもの及び減免基準の規定を改正するものであります。

議案第28号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗町社会体育館改修工事」を株式会社淺沼組九州支店執行役員支店長 田島茂文と契約金額5,166万円で契約を締結するものであります。

議案第29号及び議案第30号は、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）が平成24年7月9日に施行されることに伴い、広域連合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、福岡県介護保険広域連合規約に係るものであります。

議案第30号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約に係るものであります。

議案第31号は、「平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出それぞれに総額184万3,000円を追加するものであります。

主な内容につきましては、人事異動等による人件費149万3,000円、コミュニティ助成事業補助金190万円を増額補正し、他会計繰出金155万円を減額補正するものであります。

議案第32号から議案第35号までの4議案は、人事異動等による人件費の補正であります。

議案第32号は、「平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

補正総額は、185万3,000円の増額補正であります。

議案第33号は、「平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

補正総額は340万3,000円の減額補正であります。

議案第34号は、「平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

補正総額は102万3,000円の増額補正であります。

議案第35号は、「平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

補正総額は、169万5,000円の減額補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 議案第28号の工事請負契約の締結についてお尋ねをいたします。

本案は、篠栗町社会体育館改修工事を契約金額5,166万円で株式会社浅沼組九州支店長と契約締結するため、本議会に上程されたものであります。ただ、株式会社浅沼組といえば大手ゼネコン業者であります。その大手がこの程度の工事の指名に入ることができたのか不思議でなりません。町には、篠栗町が施工する建設工事等の請負契約等に係る競争入札に参加するものの資格に関する要綱をはじめ、それに関連する要綱があります。

これらの要綱に従って、大手ゼネコンがこの工事の指名に入ることができた理由を説明願います。

もう少し具体的に申しますと、この要綱によりますと、建築一式工事については、競争入札に参加するものを総合数値により、A等級からE等級までの五つにランクづけしてあります。そして、請負工事標準額、これは恐らく設計金額のことであろうと思いますが、この工事標準額により1,200万円未満はE等級、1,200万円以上4,500万円未満をD等級、4,500万円以上9,000万円未満をC等級、9,000万円以上1億5,000万円未満をB等級、そして1億5,000万円以上をA等級と定めてあるかと思えます。

この基準に従えば、本工事はC等級に該当しますが、要綱には、町長が必要と認めるときは、格付された等級の上下の等級に係る競争入札に参加させることができるものとするがあります。ある程度の幅は持たせることが可能であります、浅沼



組のようなA等級の業者をC等級の入札に参加させることは不可能であるし、そのようなことができるのであれば、この要綱を定めた意味がなくなると考えます。納得のいく説明をお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 中山課長。

○財政課長（中山博之君） 今、横山議員がおっしゃられました趣旨は、基本的にはまさしくそのとおりだというふうに思います。

本工事に契約相手である浅沼組さんを参加させたという理由でございますが、建設当時に浅沼組さんが施工されておりまして、いわゆる地盤が隆起しているという状況が、建設すぐではないと思うんですが、間もなくからそういう状況が発生しまして、現場の状況は非常に熟知してあると、これまでの経緯とかですね。そういったことを加味しまして、町長が特に認めるものということで、浅沼組さんも現地に精通してあるという意味からしても、競争に加えて参入させたほうが、より一層の競争性を持たせられるのではないかと判断いたしまして、選考したような次第でございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） どうぞ、4番。

○4番（横山久義君） 今の財政課長の答弁では、いわゆる町長が認めた場合ということで理由づけされていますけれども、町長が認めた場合、どのランクの業者でも指名に入れられるということじゃないんですね、あの要綱は。あくまでもCであるならば、その直近の上下、だからBランクとDランクは入れてもいいですよという意味なんです。ですから、いろんな事情があっても、Cランクの仕事をなぜAランクの業者を指名すること自体おかしいんじゃないかなと。

それと、この事情に詳しいと言っても、ほかにも指名してあるわけじゃないですか、業者はですね。そこが例えば落札した場合、今の言う理由は何の意味もなさないと思うんですね。

それと、この施工した業者も何年前の工事ですか、これは。それをそのとき施工しているから事情を知っているからというようなことでAランクの業者を入れること自体、私は納得いかない。

以上、もしもっと詳しく説明ができるのであればしてください。

○議長（今泉正敏君） 何か課長から今の件について追加説明がございましたら、どうぞ。なかったらそれで打ち切りますが。

○財政課長（中山博之君） 私も、もう少しその要綱を、今、手元に持ちませんので、

詳しく本来熟知しておかないかんというのは当然のことだと思いますが、再度確認をして、また予算のときにでも説明ができたらというふうに思います。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、そういった部分の指摘を担当委員会で審査の中でしっかりやってもらうということの指摘でよろしいですか。

○4番（横山久義君） はい、結構です。

○議長（今泉正敏君） よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

それでは、ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第23号から議案第35号までの13議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案の委員会付託については、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第23号及び議案第24号と議案第26号から議案第30号までの7議案につきましては、総務建設・文教厚生それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第25号及び議案第31号から議案第35号までの予算関連6議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思いをしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、議長が指名いたします。

委員長に5番、大楠英志議員、副委員長に3番、今長谷武和議員を指名いたします。

最後に、規則 1 件は所管の常任委員会にて報告を受けていただき、報告 3 件については 1 3 日の予算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

1 2 番、荒牧議員、どうぞ。

○ 1 2 番（荒牧泰範君） 先ほど一読くださいと閉会中の審査経過、これについてちょっと文教厚生委員長にお尋ねしたいんですが、よろしいですかね。

○ 議長（今泉正敏君） この場ですか。

○ 1 2 番（荒牧泰範君） もうこの場でいただいて御一読くださいということなんで、お尋ねできるものならば。

○ 議長（今泉正敏君） 期間中に御一読くださいで、最終日にその時間はとりたいと思います。

○ 1 2 番（荒牧泰範君） そうですか、じゃあそのときにでも。

○ 議長（今泉正敏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 1 0 時 2 4 分

平成24年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月11日(一般質問)

平成24年 第2回 定例会 会議録

日時 平成24年6月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長補佐	久芳 良行
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、会議は成立いたします。

なお、執行部では吉村税務課長が病欠のため、久芳課長補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、傍聴者の皆様へお願いをいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようお願いいたします。

なお、皆様へ配付しております一般質問通告書一覧1ページにございます注意事項も厳守していただきますよう、お願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 皆様、おはようございます。議席番号11番、後藤百合子でございます。

女性の視点からの防災対策について質問させていただきます。

東日本大震災からもう既に1年以上が過ぎました。被災地では本格的な復旧・復興が急がれる一方、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しています。しかし、災害時の対応は行政だけでは限界があり、町民の声や女性の視点が十分に反映させる計画づくりが大切です。

この災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されております。しかし、今回の東日本大震災では女性の視点が欠けているという声があります。例えば、「着がえる場所がない」「授乳スペースがない」「下着の洗濯物も干しにくい」「気がついたら隣に男性が寝ていた」、また女

性用衛生品、乳児のおむつなどの支援物資不足問題も多く含め、そういった声がたくさんあったそうです。

発災直後の段階で、殺到する現場でどう対応するか。要望や避難者の状況を次々に処理していかななくてはならず、パニックの連続だったと思います。想定外と言われる大震災でしたので、やむを得なかったこととだれしもが思うところがございますが、この災害の教訓として女性の参画の必要性が改めて浮き彫りになりました。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験もあり、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力が十分発揮できるような仕組みが必要と考えます。そこで町長にお尋ねいたします。

一つ、女性の視点を防災対策に、あるいは地域防災計画に反映させる取り組み、すなわち防災会議に女性委員の積極登用を考えておられますか。

二つ目、避難所運営に女性または女性職員の配置をお考えですか。

3番、避難所運営訓練、HUGと言いますが、それを取り入れ、地域と連携した災害時要援護者の参加を含んだ防災訓練を実施されてはいかがですか。ここでハグというのはHUGと書くんですが、Hは避難所のこと、Uは運営、Gはゲーム、避難所の図面上の訓練、疑似体験のことです。病気の方はこの位置に、授乳はここ、トイレは、通路はといった、パニックにならないような適切な対応を求める避難所運営訓練のことです。頭文字をとってHUGと言います。英語で抱き締めるという意味で、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね、名づけられたものです。このHUGを取り入れていただきたいと考えております。

4番目、最後に、防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる防災担当職員を各小中学校に配置されてはいかがですか。

これらの件について、町長にお尋ねいたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。ただいまの後藤議員の御質問に答弁をいたします。

女性の視点からの防災対策についてということでございます。

4点御質問があったかと思いますが、まず第1点目の女性の意見を防災対策や地域防災計画に反映させる取り組みをすべきではとの御質問にお答えいたします。

東日本大震災では、被災者支援における避難所での問題点として、御指摘のような女性特有の物資が届かないなどの問題のほか、避難所が男性主導で運営され、女性のプライバシー保護環境の整備不足などの問題が明らかになりました。この問題の背景には、防災や震災対応に女性の視点が入らず配慮が足りないことや、意思決定の場に女性が参画していないことが考えられます。

災害対策基本法では、市町村は、防災計画の作成のための組織として防災会議を置くことが定められておりまして、この防災会議が地震災害や水害対策などについて実質的な検討を行う機関であります。その会議の委員には、防災関係に精通している警察や消防、土木、地質学などのフィールドワークの多い人材を充てることを条件により定めております。その関係で、女性の専門家がメンバーとして少ないといった現実もございます。しかしながら、地域防災計画は、町民の安全を守る基本的な計画でありますので、今後、女性の視点を取り入れるべく、見直しのためのワーキンググループには多くの女性が参加しやすい体制を整備するとともに、女性が主体となっている団体などからも意見をいただけるような機会を持っていきたいと考えております。

次に、避難所運営における女性または女性職員の配置についての御質問にお答えいたします。

避難所ではプライバシー確保など女性の問題だけにとどまらず、高齢者や乳幼児など多くの者が集団で生活することから、安心・安全で少しでもストレスの軽減された環境を確保する必要があり、そのためには女性特有のきめ細かな視点が求められております。そのため、本町の災害対策本部の配備といたしまして、避難所の運営や支援物資の配給を行う部署であります「住民福祉部」総勢46人のうち女性25名を配置いたしまして、災害時の対応を行うこととしております。また、介護が必要な高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等を受け入れてケアする福祉避難所として保健師等が常駐する「オアシス篠栗」を指定しております。

3点目の地域と連携した防災訓練の実施についての御質問にお答えいたします。

地域の防災力を高めるために、年齢や性別に関係なく、だれもが地域の担い手として活躍できる体制づくりが必要となってまいります。そのためにも、全町的に組織化を進めている自主防災組織をはじめ、消防団、行政等が一体となった防災訓練を行うことも一つの方法であると考えております。

御指摘のHUGやDIG、これは災害図上訓練の一手法でございますが、このように手軽に机上で災害対応を模擬体験できるワークショップ型の訓練は、マンネリ



化の防止や継続性の観点から有効な手段であると考えております。災害時要援護者の避難支援訓練とあわせて、地域が一体となった防災訓練のあり方について検討してまいりたいと思います。

最後に、防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる各小中学校に防災担当職員を配置すべきではとの御質問にお答えいたします。

学校における防災教育は、さまざまな災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることをねらいとして、既に実施されております。

また、新学習指導要領においても、中学校の保健体育や小学校の理科、社会等において、防災教育等の充実が図られております。各学校においては、教科や特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通じて家庭や地域と連携を図りながら、児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導の充実に努めているところであります。

各小中学校の防災担当職員の配置についてでございますが、各学校には、校務分掌上、学校安全の中核となる教職員等が置かれております。こうした教職員が中心となって防災教育を推進し、避難訓練や防災訓練を実施してまいります。また、このような教職員の資質向上のために、防災教育や学校安全教育などの指導者研修として実践的な講習会が実施されており、さらに指導的な役割を果たす教職員や教育委員会の指導主事を対象とした研修会も実施されているところでございます。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤議員。

○11番（後藤百合子君） 町長の御答弁、本当にありがとうございます。前向きな御答弁をいただきまして感謝しております。

女性が災害や復興に関する意思決定に参加することによって、自助・共助における地域の防災力がずっと向上してくると思っておりますので、今、町長の御答弁どおり、よろしく願いいたします。反映させていただきたいと思います。

要望です。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位2番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） おはようございます。議席番号8番、松田でございます。

町長に、我が町の将来像についてお尋ねいたします。

昨年の東日本における未曾有の大災害以来、全国民が早期復興を願っているこの

国難の最中に、政権争奪に躍起になっている政治家たちの信頼は地に落ちて、国政への不満が高まっておるようでございます。

ところで、国と地方の役割分担の明確化などを盛り込んだ地方分権一括法が施行されて早12年になります。地域主権や道州制のかけ声は聞こえてくるものの、実態は遅々として進んでいないようであります。

そのような中、三浦町長は、平成16年に就任以来2期8年、町が抱える大借金の償還が続く中、緊縮財政を強いられながらも、多くの政策に精力的に取り組んでこられました。その成果は着々と上がっており、町内外から高い評価を得ておられます。

地方分権では、各地方公共団体はみずからの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開するよううたわれております。三浦町長は施政方針で、「自分たちの町は自分たちの手でという自治意識の行動とその結果の積み重ね」という思いを述べられ、さらにそれを一歩進めて、「行動主体となる人たちがみずから汗をかくことを喜びに思う実践の積み重ねとしての未来に続く持続可能なまちづくり」に取り組みたいと述べられております。この文言は一般的にわかりにくく、住民には理解しがたいのではないかと思います。そこで、改めて単純に質問します。

三浦町長は篠栗町をどのような町にしたいとお考えか、中長期ビジョンを踏まえて将来像を具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、松田議員の御質問にお答えいたします。

将来像を具体的にということですが、現在策定中であります次期総合計画において詳細に取り上げてまいりたいと考えておりますので、その基本となる部分を幾つか事例を挙げながら、私の思いをお話ししたいと考えます。

昭和30年4月1日、篠栗町と勢門村が対等合併いたしまして、新町制による篠栗町が発足して以来、約60年になるわけですが、本町を取り巻く環境、社会構造、これは著しく変化し、住民の日常生活も大きくさま変わりしてまいりました。

平成16年11月に私が町長に就任してからも、国・地方のあり方が大きく変化いたしました。国全体の経済浮揚による景気回復を地方公共団体による公共投資に頼ろうとした「臨時経済対策事業」、結果的に景気浮揚とはならなかったこの国の

政策によって国・地方の借金の増加をもたらし、その後の三位一体の改革によって実質的な地方交付税の減額が行われ、地方自治体の財政は一気に悪化していったのでございます。こうした経過を経て、地方のことは地方で責任を持って進めるべきという地方分権改革論が盛んに論議されまして、少しずつ権限と義務の移譲が進んできたのであります。

このような中、町では住民のニーズに対応しつつ、生活基盤の整備、医療・健康・福祉の充実、農林業・商工業・観光の振興、教育環境の整備、子育て支援など、限られた予算の中で時代に合った改革・改善を一步一步着実に進めてまいりました。

町の人口は、これまで福岡市のベッドタウンとして増加してきましたが、これからは国全体の総人口の頭打ちから減少が予想されるとともに、少子高齢化の進行、特に高齢化率の増加は避けられない状況となってきております。今後は、生産年齢人口の中核を形成する20代から40代の年齢層の世帯数を維持することにより少子高齢化の進行を防ぎ、町の活力が維持できるまちづくりを進める必要があると考えております。

これから取り組むべきこととして、まず「町の7割を占める山々の持つ自然環境」「篠栗四国八十八ヶ所霊場や霊峰若杉山などの歴史・文化」「交通利便性にすぐれた良好な住環境」など本町のイメージを継承しつつ、「環境」「健康」「観光」を意識したまちづくり、具体的には、保健・医療・福祉、子育て支援、教育環境、住環境整備、そして産業振興など住民のニーズに対応した行政サービスの充実に努めながら、現在の篠栗町の個性の創造を目指していきたいと考えております。

また、次期計画の大きな柱として、将来を担う若者たちが町にとどまり働けるよう、楽しさと活気あふれる産業の振興を具体的に推進し、生活環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、町外から転入してきた住民の皆さんがすぐ地域に溶け込むことができるような小学校校区を中心とした地域づくりや住民だれもができる身近な協働のまちづくりを進め、みんなで考え、みんなでつくる地域づくり、まちづくりに取り組みたいと考えております。そして、これらの基本的な方向を実現するため、限られた予算の中で、効率的かつ効果的な配分による、メリ張りのきいた行財政運営を今後も進めてまいります。

本年第1回定例会の施政方針の中で私は、「これまでの『自分たちのまちは自分たちの手で』という自治意識の行動とその結果の積み重ねという思いから一歩進めて、『行動主体となる人たちがみずから汗をかくことを喜びに思う実践の積み重ね

としての未来に続く持続可能なまちづくり』に取り組んでまいりたいと考えております」と述べました。

これは「新しい公共」の概念を意識したものでございます。新しい公共とは何か簡単に申し上げますと、人々の支え合いと活気ある社会、これは古くからの日本の地域や民間の中にあったものでございますが、今や失われつつある公共を現在にふさわしい形で再編集して、人や地域の絆づくりをし直そうということにほかならないのであります。人は支え合って生きていくものでございます。自分たちのまちは自分たちでつくる、その心意気で、皆が応分の貢献をすることで支え合いと活気ある地域づくりをしていこうという考えでございます。

まちづくりは役場だけとか住民だけが行うものではございません。町に住む人たちがみんなで知恵を出し合い、ともに考え、ともに働き、協働でまちづくりを行う。将来の篠栗町をそういった町にぜひともしたいと思っております。

もちろん役場職員には、「あなたたちは役場職員である以前に地域の住民である。そのことをしっかり意識して、地域でのさまざまな取り組みの中で率先して汗をかき、その行動と結果に喜びを感じよう」と、職員としてさらなる成長を期待して背中を押しているところでございます。こうした地道な努力の積み重ねが「未来に続く持続可能なまちづくり」につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 8番、松田議員。

○8番（松田國守君） 詳細な答弁ありがとうございました。将来を見据えたまちづくりに対する熱意がしみじみと伝わってまいりました。

ところで、その施策、その強い思いを実践するには、三浦町政が持続せんといかんわけでございますが、本年11月には町長選挙が決行されます。三浦町長は、当然、3期目を目指しておられると理解いたしました。差し支えなければ、その胸のうちをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの松田議員の再質問についてでございますが、現在、久山町の町長も、10月の選挙に向けて2期目の表明をされたところでございます。私どもの町の町長選挙は11月でございますが、私も、今議会の最終日の閉会のあいさつの時点でしっかりと具体的な表明をしていきつつ、定例会閉会后に正式に出馬表明をマスコミに発表させていただこうと考えているところでございます。

現時点では今、いろんな思いをまとめているところでございますので、いましば

らくお時間をいただきまして、私の最初の答弁で申し上げましたような内容をもう少し具体的に固めていきながら、しかるべきときに、しかるべき場所で発表してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位 3 番、草場謙次議員。

○6 番（草場謙次君） 議席番号 6 番、草場です。

東日本大震災において発生したがれき受け入れについて、4月6日、西日本新聞の第1面に掲載されたことに基づき質問いたします。

東日本大震災で発生した岩手、宮城のがれき受け入れの可否について、福岡県内の市町村とごみ処理を行っている一部事務組合に西日本新聞が聞いたところ、回答を得た52市町村、組合の約65%に当たる34市町が受け入れないと答えております。受け入れるはゼロ、受け入れる方向で検討中は1組合でありました。

国や都道府県が受け入れを呼びかけ、議会のがれき処理推進決議が相次いでいるが、現場の処理業務を担う肝心の市町村は消極姿勢だとありました。この中で篠栗町や荊田町など4町は、ごみ固形化燃料RDF方式で木くずなどの破碎設備を用意することができないとありました。本来ならば、ごみ処理施設は須恵町外二ヶ町施設組合で行っておりますので、本議会での質問はおかしいと思いますが、西日本新聞において、篠栗町はがれきの受け入れは、破碎設備が用意できないとありましたので、町民の方より、なぜ受け入れることができないのかとの質問を受けております。

先日5月28日より、篠栗町議会で東北地方の石巻市、東松島市を視察してきました。今までは新聞などの報道で被災地の状況を見ていましたが、実際に自分の目で見て、想像以上の被害の大きさに言葉を失い、胸が痛くなりました。東北地方の方の心の痛みを深く感じました。今、私たちが東北地方の復興支援にどのようなことができるのか、改めて考えさせられました。

北九州市でがれき受け入れの安全性を強調し、がれき問題をテーマに市民対話集会を開いて北橋市長は、試験焼却の放射濃度は健康への影響を無視できるレベルと、安全性を強調しましたが、質疑の中で市を非難するやじが飛び交い、紛糾しております。

また、昨日、北橋市長が石巻市に行かれ市民の方と意見を交換されているところをテレビで報道されておりました。北橋市長の東日本震災復興に真剣に取り組まれていることに頭が下がる思いをいたしました。



がれき受け入れについては、いろいろな自治体で賛成、反対の意見が出ていますが、相対的には、東北の復興支援に協力すべきとの声が多くあります。三浦町長は、篠栗だけでごみを処理しているわけではないので答えにくいかもしれませんが、須恵町外二ヶ町清掃施設組合で、がれき受け入れについて検討をされているのか、また、検討をされたのか、町民の方にわかりやすく説明を求めます。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、草場議員の東日本大震災において発生したがれきの受け入れについての御質問にお答えいたします。

草場議員も御承知のとおり、篠栗町のごみは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合のクリーンパークわかすぎにおいて処理をしております。そのうち紙、プラスチック、生ごみ、木などの可燃物は細かく破碎し、乾燥、成形してR D Fと呼ばれる固形燃料を製造いたしまして、大牟田リサイクル発電所で燃料として焼却され、その灰は民間のセメント工場に引き取られております。また、不燃物につきましては、缶、瓶、ペットボトルや粗大ごみ等を細かく分別し、再資源化を図っているところでございますが、その残渣については、宇美町の最終処分場に引き取ってもらっております。

さて、震災がれきでございますが、広域処理が求められているがれきの大部分が建造物の柱などの木材でございます。このがれきを受け入れるには、処理から最終処分まで責任を持って行わなければなりません。須恵町外二ヶ町清掃施設組合において震災がれきを受け入れにくい理由は大きく2点ございます。

1点目といたしましては、組合のごみ処理施設が焼却施設ではなくR D F化施設であることにあります。ごみからR D Fを形成するには、ごみを細かく破碎しなければなりません。クリーンパークわかすぎの破碎機では大量の震災がれきには対応できないという事実でございます。

2点目といたしまして、仮に破碎に関する条件をクリアしたとしても、最終処分までの行程を民間会社や他の市町村に依存していることも、受け入れを困難にしている一つの理由でございます。放射能の問題が論じられる中、震災がれきを使用したR D Fを大牟田リサイクル発電所が受け入れてくれるのか、その焼却灰を民間セメント会社が受け入れてくれるのかなど、解決すべき問題があることを御理解いただきたいと思います。

なお、福岡県に対しましては、国・県の支援で臨時的にでも大型の破砕機を設置できるようなことがあれば、がれき処理について検討することは可能だと口頭にて申し添えているところでございます。しかし、その際にも、大牟田リサイクル発電所でのRDFのスムーズな受け入れ、残渣の処理等が前提となることは変わりございません。

我が町では、被災地復興のための支援として、義援金の募集や職員の派遣などを行ってまいりました。今後も震災の記憶を風化させないためにも、被災地の復興のために町としてできることをしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 6番、草場議員。

○6番（草場謙次君） ただいまの答弁において検討中であるということと、また、できない理由を二つ述べられましたので、それは私自身も、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の組合議員を8年間いたしておりましたので、理解はできております。

やはり北九州市長みたいな感じで、一応、やる方向ということ自体は考えていただいて、前向きにさらに検討をしていただきたいと思います。

当然、須恵町外二ヶ町清掃施設組合においても、町民の方も賛否両論はあろうかと思えます。その辺も考慮いただいて、さらに深い検討をしていただきたいと思いますことを要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 私の答弁がちょっと中途半端だったのかもわかりませんが、基本的には、須恵町外二ヶ町清掃施設組合では、この処理はできかねるということをおきに文書にて報告しておりまして、その中で、県の環境部とのやりとりの中で、県と国が臨時的にでも大型破砕機をここにどんと導入してくれるんやったら、それはできるかもわかりませんがねと口頭で申し上げているわけございまして、その要請を引き続き県に行っているというふうにとられると、そこまでは私は言っていないつもりでございますので、御了解をいただきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 今の要望は残されます。

○6番（草場謙次君） 要望というよりも、今、町長が答えられました、結局、破砕設備、県が何もかも用意できたらということですので、100%できないという意味にとっていいでしょうか、今の場合。

○議長（今泉正敏君） 先ほど答弁の中に、そういうふうにおきに口頭でお伝えしたと

いうことがありましたよね。その上に行動をしてくださいという要望をされたでしょう。

○6番（草場謙次君）　そうですね、それは撤回します。今、県にそういうふうなことを、県が用意できたならというふうな答弁がありましたので、この中で県に対して。

○議長（今泉正敏君）　町長、どうぞ。

○町長（三浦　正君）　もう少し申し上げれば、正式な文書でそういうことを言っておるわけではございませんで、口頭のやりとりの中で、そういうことが県・国がやってくれるんだったら、私どもも含めRDF施設を持っているところでもやれることができますよねというお話をしたということで御理解いただきたいと思います。

○6番（草場謙次君）　それはそれでようございます。それで、検討してくれというのを撤回いたしますが、今の町長の答弁では、国・県が破碎設備をすべて用意できればというふうな、1%か2%ぐらいの可能性はない、今の話はどうか、ちょっとその理解が。

○町長（三浦　正君）　済みません、私が中途半端なことを申し上げたから期待を持たせるようなことになりましたが、それについては非常に難しいというのは、県は正直なところあると思いますので、実現はなかなかできないんじゃないかというふうに思っております。

○6番（草場謙次君）　わかりました。

○議長（今泉正敏君）　よろしいですか。

○6番（草場謙次君）　はい。

○議長（今泉正敏君）　それでは、次に参ります。

質問順位4番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君）　議席番号12番、荒牧でございます。

町長に、町の活力の指標とも言える人口を増加させる施策をとるべきではという質問をさせていただきます。

篠栗町の過去5年間の人口統計を見てみると、平成22年をピークに放物線を描き、減少傾向にあります。全国的に見ても人口流入には恵まれた環境にある糟屋管内において、人口規模が違う久山町を除けば、すべての市・町が増加し続ける中で、異常な現象とも言えます。

加えて、どの日時で比較するかという問題はあるにせよ、特にこの1年では世帯数は増加しているのに、人口は100人も減少しています。人口構成を見てみると、



高齢化率は近年最高の伸び率0.7ポイント増の18.9%を示し、15歳未満は0.3ポイント減の16.6%に落ち込んでおります。また、町内の小中学校の児童生徒数は107名も減少しております。高齢者数の伸びは町内のお年寄りが元気でお過ごしである証でもあり、若い世代がふえてさえいれば高齢化率も伸びませんので問題ではありませんが、次世代を担う子供たちが大きく減少していることは、町としては大きな問題と思います。万が一この状態が続くとしたら、近い将来に町としての機能が失われる恐れも出てきます。来庁者をふやすためのイベントや事業よりも住みたくなるまちづくりへの知恵と予算の投入を優先すべきと思いますが、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の御質問、町の活力の指標とも言える人口を増加させる施策をとるべきではという御質問にお答えいたします。

5月7日から6月6日までに実施いたしました行政区説明会の中で、私が町民の皆さんにお伝えしたかったものの中の 하나가、まさにこのことをございまして、議会の皆様方としっかり論議してまいりたい内容のことをございます。ありがたい御質問をいただいたと思っております。

現在、鋭意取り組んでおります次期総合計画策定のため、昨年実施いたしました篠栗町の将来人口予測の数値、これは（株）ぎょうせいに委託したわけをございますが、その数値の内訳を見ますと、これは行政区説明会でも申し上げたとおり、8年後の2020年には、65歳以上の人口は1,705人増加するものの、0歳から14歳までの人口は884人減少し、さらに15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口は1,007人減少して、総人口では186人の減少が見込まれるということをお話ししてまいりました。

これは行政区説明会の中でも申し上げましたとおり、今後、何の政策も打たずに、ただ漫然と時を過ごした場合の予測値をございます。私は特に、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少予測に非常に危機感を持っておりまして、避けられない少子高齢化の波の中で、篠栗町において現在の生産年齢人口を何とか維持していくことは、これからの町の重要施策の一つと考えております。そのために必要なこととして、都市計画の市街化区域内にまだ農用地が存在しておりますので、若い世帯を含めた転入の促進を図るためにも、まずは市街化区域内の農用地の優良住宅化を

進めなければならないと考えております。

J R 篠栗線による博多駅へのアクセスのよさ、あるいは国道 201 号線を通る西鉄特急バスの篠栗北停車便の大幅増加など、交通便利性にすぐれた良好な住環境があり、篠栗町内への居住者希望が多いものの、それを実現させるための戸建ての住宅用の土地が不足している状況だということも耳にしております。そうしたことから、土地の所有者をはじめ開発業者など関係者の理解と協力を得なければならない課題も多い取り組みではございますが、しっかり努力してまいりたいと考えております。

また、都市計画に関しましては、雇用の場の創出となるよう企業の町内への進出を後押しできるような用途地域の見直しや市街化調整区域における地区計画策定の検討など、かなり時間を要する内容も含まれますが、できることから着手していかなければならないと考え、担当課へ取り組み実現へ向けての調査・検討を指示し、定期的に三役を交えた会議を持っているところでございます。

これらに加えて、子育て世帯が必要とする待機児童の解消に向けた取り組み、地域裁量型認定こども園に対する運営補助の拡大、乳幼児健診、各種予防接種事業など、次世代育成支援もしっかり取り組みを進めております。

これまで何度となく申し上げてまいりましたが、私は、篠栗町で育った子供たちが篠栗町を自分の大切なふるさとと感じ、そして、篠栗町にずっと住み続けてくれることができるように、そういう未来に続く持続可能なまちづくりを目指しております。

本定例会の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、改革に必要なことは、スピードではなく冷静な判断と落ちついたハンドルさばきであると思っております。こうした観点から、これまで、まずは篠栗町の個性を形づくることは「環境」「健康」「観光」を意識したまちづくりの中に篠栗町らしさを求めようと、外向きの発信を中心に篠栗町のすばらしさをアピールしてまいりました。森林セラピー基地の取り組みもその一環であります。こうした取り組みの成果が少しずつあらわれてくる中で、今後は、まさに生産年齢人口減少に歯どめをかけるべき具体的な計画に取り組まなければならないと考えているわけでございます。既に、まちづくり課を中心に活力ある篠栗町を維持し、町の発展を目指すために、次期計画では具体的な取り組みをお示しできるよう素案づくりを行っております。

私の尊敬する岐阜県各務原市の森 真市長から、「まちづくりには夢がなければならぬ。そして、その夢を実現するためのしっかりとしたランドデザインがな

ければならない」という教えをいただきました。そのためにも必要な、また優先すべき政策分野に必要な予算と人員を配分・配置してグランドデザインを描き、夢ある町の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） まず最初に、私も舌足らずだったんですが、お尋ねしたかったのは、全国的にその傾向にあるというのはよくわかっているんですが、先日の石内課長の話の中にも、団塊の世代が順次上がってこられて、高齢化率も上がる。ただし、その中で新生児の出生届が激減していることで、ほかのまちの議員さんに聞いてみると、ほかもふえてないんですが、うちだけが激減している。なぜこの何年かの間のうちだけがそういう状況になったのかというのをやっぱり検証するべきと思うんです。そのあたり、もし検証してあったらお尋ねしたいのが1点。

それから、計画を立てて云々というのはわかるんですが、それだと余りに抽象的過ぎて、先ほどみたいに、例えば農地を宅地にしようという目に見えるビジョンがあれば、なるほど、そういうことなんだというのがわかるんですが、こと子育てとか福祉の部分になると、どうしても予算がついて回るからなのか何なのかわかりませんが、こうするんだというビジョンが見えないので、そのあたりをもう少し明確に出すべきだろうと思いますし、民主党がやっている子ども手当、あれがいいとは思いませんが、一時的な歯どめをかける意味では、例えば子ども保険手当をあげましょうとかいう手も一つの手でしょうし、何か実効的、実践的な手を打つべきじゃないかなと思うのが1点。

それと、直接質問に関係ございませんが、先ほど来、20代から40代の方をふやそうというような形で言っていらっしゃるのもわからないでもないんです。その前に、もう少し協働の精神とか新しい自治とかいう、何か町民の皆さんと一緒にというのはわかるんですが、皆さん非常に忙しゅうございますんで、そのために1票を投じて付託を受けた町長であり議会であると思うんで、リーダーシップとか、こういくんだよという指標というのを僕は見せていただきたいなと思うんで、そこら辺も踏まえてもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 項目が多岐にわたっていたようなんで、落としていたらまた聞いてください。

篠栗町が激減しているというようなお話ではございましたが、それは糟屋郡の中

でも、やっぱり地域の特性というのは非常に多うございまして、例えば、粕屋町は非常に人口も膨れているというようなことは一般的に言われますけれども、いわゆる子供たちを産んで育てて、小学校が終わるころには市内に転出していくという人たちの率が非常に多うございます。そういう面で、ある意味、それも一つの町の政策としての子育てしやすい環境づくりとして整っているからだといえれば、それはそういう理由かもわかりませんが、ある意味、私どもの町は、終の棲家としてしっかりここで暮らしていこうという環境が非常に整っている中で、住環境としての、まだそこが追いついてないという部分があるので、そこをしっかりと整えていくことがまず先決じゃないかというふうに思っております。

例えば、ベントナ区で一番最後に8号館というのが建ちました。これは時期的なものでもありましたが、完売に3年かかっているという現実がございます。これはやっぱり販売会社あるいはいろんな人たちと協議していく中でも、なかなかここまで足が伸びないという現実もあったやに聞いております。

マンションであれば市内のほうが便利がいい。そういうことからすれば、私どもはやっぱり戸建ちの住宅政策というのはこれからも必要になってくるんじゃないかというふうに思っている中で、今、次期総合計画を立てておりますけれども、まだ市街地の中の農地が非常に残っている。オアシスの川を挟んで北側の地域であるとか、あるいは中学校の裏の地域であるとか、まず、そこをしっかりと、都市計画上、市街地でございますので、その農地を市街地として住宅地になった後でないとし街地を拡大する都市計画に移れないというような状況もある。そういうことを踏まえて、私どもは具体的に市街地の農地をしっかりと住宅化しようという取り組みを、大学の先生も交えていろいろ協議をしていきながら、地権者あるいは開発会社、建設会社等々と一緒に取り組んでいこうという素案づくりを今、しているところでございます。

もう1点は、住民がここに住みやすくするために、もう少し産業振興をしていかなければいけないというのは重々わかっているところでございまして、そんな中で、いわゆる篠栗町の地域の中に、篠栗町の土捨て場もそうでございますけれども、採石場跡地であるとか、ボタ山の跡地であるとか、あるいは九州大学の南端のボタ山の部分であるとか、かなり広大な地域がそれぞれいわゆる現状は市街化調整区域であったり、その外側の地域であったりというような形になっております。そういうふうなことを都市計画審議会の中でしっかりと協議していきながら、県の都計審にしっかりと変更を与えて、それには次の総合計画とリンクさせることが非常に大事でござ

ございますので、そういう意味で、この8年後の2020年までには、具体的に人口減少に歯どめをかけるような取り組みをしていきたいと。

もう少し具体的に申し上げますと、とにかく0歳～14歳から、それから15歳～60歳までの年齢の現状維持をしっかりとしていけないことには、やはり減少に歯どめがかからないわけでございますので、とりあえず、まずはこの層が、今の何もしない場合の予測値では人口が減っていくようなことになっていっていますので、そこをまず歯どめをかけるということから、しっかり計画を立てていこうということで、今、定期的に実践に向けての協議を行っているところでございます。

そういうことで、また議会の皆様方にもしっかりとその方向性をいろいろ協議していきながら、あるいは次期総合計画を審議していただいている会においても、しっかりとその辺は伝えてまいりたいと思っております。

冒頭に一番最初に御質問がありました、じゃあ私ども300数十人という年間の出生率に落ちてきているわけでございますが、その辺のところについて、もう少し具体的に調べる必要があるというお話でもございましたので、その辺はまた、どういう要素が加味されてこういう状況になっているのかということは、もう一度、御報告する機会をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 大体網羅されましたかね、答弁は。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 網羅、おおむねしていただきました。ただ、都市計画区域の線引きをやり直さなきゃならない。これは僕も10何年前から思いましたし、町長のお考えのとおりだと思います。ただ、それはそれでさっきの再質問で言いましたように、それはそのとおりと思うんですが、そうじゃなくて、目の前に来たものに対してどうするか。

例えば、0歳から15歳未満の人たち、これは家を買えないんですよ。となると、その親御さんたちが、いかにここに来ようかという施策を打つかどうか。例えば、環境とか観光とかいうのは、これは住んで働きに行く親御さんたちには、さほどのインパクトのある話じゃないと思うんで、それはそれで大きな10年、20年のスパンとしてやっていただいているんですが、お子さんを産もう、持っているという人たちが来やすくなるような、あめ玉みたいなのも必要じゃないか。その手を打たれるつもりはないんですかという意味でお尋ねしたのと、先ほど粕屋町から育てたらすぐ流入していくんだということをおっしゃいました。それをされるとアウ



トなんです、例えば、文教厚生委員会がこの間報告を出しておりました学童保育の延長ですか、あれをやるとなると、委員会の報告では一人頭270万円ほどかかるということでしたが、一概にそれとこれを比べるわけじゃないんですが、産業観光課所管のイベント費が980万円あるんですよね。そういうものを実効的なものに1個1個振りかえていって、とにかく今は人口流入させることに最大限の努力をするんだということをやっていると、先ほどおっしゃったところまでの目的を果たせない。

10年後のビジョンよりもきょう、あしたのことが大事じゃなかろうかという意味でお尋ねしておりますので、そのあたり、今、もしビジョンをお持ちでしたらお尋ねしたいですし、もしそうでなければちょっと質問の趣旨がずれてきましたんで、後日、委員会の席でもお尋ねいたしたいと思いますので、もしお答えできれば今、お願いしたいし、そうでなければ、また後日お願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 一部については今、お答えしておきたい、これは私の立場もありますからですね。

ざっくり言えば、イベントとかやめて子育てに金を使ったほうがいいんじゃないかというようなお話ですけれども、これは私の一つの政策として、篠栗町の個性をしっかりと作り上げていくためには、まず絶対必要なことだという流れの中で続けてきたことでもありますし、そしてまた、この長年の歴史でもって二十数回やってきたイベント、あるいは11回やっているイベント等をこういう時代だからやめますということに短絡的にするつもりはございません。

そういう意味で、ほかのやりくりをいろいろなことをやっていながら、例えば今の学童の時間を延長するにしても、職員を雇うという形じゃなくて、あるいは地域のボランティアの人たちといろいろやっていく中で、最小限の費用で取り組んでいくというようなことも考えていながら、それは篠栗町らしさをどんどん取り込んでいけばいい話であろうと思っておりますので、そういう面での一大方向転換をしていかなければいけない時代だというふうには認識はまだしてありませんが、具体的なところは、こういうことも取り組んでいこうかということは、また、しばらく検討していきながらお示しできればと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、回数が限られておりますので、次に参ります。

休憩を挟みましょうか。

11時10分に再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（今泉正敏君） 発言順位5番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。今回も2項目について質問いたします。

まずは、3月議会に引き続き、次期ごみ処理施設に関する質問をさせていただきます。

現在、切通池から小林四つ角間の町道整備が急ピッチで行われ、本年度中に完了するようですが、この道路整備やクリーンパーク若杉の建設を地元で了解してもらった際の条件の一つとして、地元からの要望もあって着手されたものであります。

ただ、この道路建設は地元からの要望であるにもかかわらず完成に10年を要し、用地買収を伴う建設がいかに難しいものであるかを物語っております。まして、ごみ処理施設は迷惑施設であります。それを建設しようとするわけですから、その困難さは道路建設の比ではありません。そのことは実務を担当される町長には十分おわかりいただけていたものと思っております。

クリーンパーク若杉建設に見通しがついた平成11年度に糟屋5町で取り交わした「ゴミ処理に関する覚書」に次期事業計画、とりわけ事業主体をどうするかをプラント稼働後5年以内に明らかにすることをうたっているのは、実はプラント建設の難しさを痛感したからであります。

しかし、町長はこの覚書を無視するかのようになり、基本的な項目について何ら検討を行ってこられませんでした。残念ながら、町長の職務怠慢だと言わざるを得ません。なぜ、覚書に従い、真剣に検討されなかったのかをまずは明らかにしていただきたいと思っております。

もちろんこの責任は清掃施設組合関係者にも重くのしかかることは必至であります。しかし、この場では、あくまで組合の構成町である篠栗町長にお尋ねいたします。

次の質問は、次期ごみ処理施設を検討する際、現在のプラントを継続させることを選択肢から除外されているかどうかの確認であります。

このことについては3月議会でもお話ししましたが、地元との協議書や5町の覚書等でもはっきりしているように、継続の可能性は全くありません。ただ、このことを町長がどこまで認識してあるのか正式に伺っておりません。ですから、この際、

はっきりさせる必要があるかと考えます。今後検討される中に「継続」の二文字がないことをこの場ではっきり断言していただきたいと思います。

ところで、3月議会から早いもので3カ月が過ぎようとしております。24年度中に大筋のめどをつけるためには、次期に向けての計画はかなり進んでいなければなりません。幾つもの項目を並行して決定していかなければなりません、とりわけ枠組みをどうするのかが決まらなければ何も前には進みません。

本議会における町長の諸般の報告にも、議会の全員協議会でもこれに関係する報告はありませんでした。また、施設組合の議会及び5町の協議会も開催されていないようです。私が知らないところで協議会等が進んでいるのかと思いますので、現在どのようなことについて検討され、何が決定されたのかをお示しいただきたいと思います。

次は、建設中の道路の残り地についてお尋ねいたします。

3月議会でこのことを尋ねた際の答弁に、次期ごみ処理施設とは関係ない内容であるとの発言がありましたが、質問事項と関係ないことを尋ねるつもりはありません。関連があるから質問していることをはっきり申し上げ、質問に入ります。

3月議会で申し上げましたように、地元地権者の同意を取得するため「残り地」についても購入する旨の口約束をされたことは、4名の地権者に再確認しております。その中で三つ葉の里が必要としているという発言があったことも確認しております。独立した法人の意向を一町長が軽々しく口にすること自体問題であります。しかし、このことについては指摘するにとどめておきますが、地権者に約束したからには行政として手続を速やかにするべきだと考えます。町長の任期は11月末であります。ですから、9月議会等で土地購入のための予算措置をとることが必要になってくると思います。町長の見解を求めます。

ところで、地権者でも町外の方には、口約束ではなく活字にして渡されたと聞きます。それが事実なら地権者を差別したことになり、大きな問題となります。そのようなことはなかったと思いますが、地元地権者の皆さんの不信感をなくすためにも、その真偽をただしたいと思います。

次の二つ目の質問ですが、次の質問もごみに関してであります。

我が町のごみ収集運搬の委託業者は、し尿の収集運搬業者との絡みもあって、ここではN社と申し上げますが、N社1社でありました。周辺の自治体を見回しても、委託業者が単独のケースは珍しく、また競争原理も働かないことから、好ましいことではないことはだれもが認めるところであります。ただ、我が町では以前から、



ごみとし尿の収集運搬をN社が請け負っていた経緯があり、過去においてまだ同業者が少ない時代に大変な苦労をおかけしたことも、これはまた事実であります。

そのような状況下、下水道事業の計画が進められました。そこで、下水道事業を実施するに当たり、下水道事業が普及するに従い、し尿に携わる業者の事業量が減少することから、その補償方法について旧糟屋8町とし尿関係者との間で、平成6年9月21日に覚書を取り交わしております。

我が町では、し尿とごみの収集運搬業者が同じ業者であったことから、し尿の代替として、その後、人口が増加してもごみの業務をN社以外の業者に委託しないことを約束した内容となっております。

ところが、ことし1月から、ごみの業務に新規業者、ここではS社と呼ばせていただきますが、S社を加え2社体制としたことを3月議会で唐突に町長は説明されました。理由は、災害時に、委託先が1社であると不都合が生じる恐れがあるため、もう1社を追加したとのことでした。そして、平成6年度の覚書は、議会の議決を経ていないため無効だという見解を同時に示された次第であります。

当時の担当課長と話す機会がありましたので、このことをお話ししたところ、大変立腹されておりました。少なくとも当時の課長に確認するなど、詳細に当時の事情を把握する努力をされるべきではなかったのではないのでしょうか。

以上の経緯を踏まえ、4項目の質問を行います。

昨年4月に新規業者S社の社長と娘さんにお会いし、話す機会がありました。そのときお聞きした話を申し上げたいと思いますが、お聞きしたままをお話ししますと余りにも生々しくなります。ですから、幾分オブラートに包んでお話ししたいと思います。

社長の話では、数年前、町長にお会いし、話をした際、町のごみ収集運搬業務に新規加入の可能性が高いと判断されたそうです。ただ、そのためには事務所と車両を整える必要があるとのこと、早速、その準備をされたようです。もっともこの話は、それ以前に社長と親しい関係にある方からもお話を聞いておまして、その方は、事務所や車両を町内で探したが見つからず、会社を設立したかどうか確認できなかったとのことでした。

社長の話を続けますが、その後、昨年3月末にも、社長と娘さんは町長にお会いされたそうです。そして、そのとき新規加入の可能性はなくなったことを告げられたと、大変激怒されていた姿が今でも脳裏に焼きついております。

ただ、平成6年度の覚書の存在を知る立場にあった私としては、新規加入は難し

いことだと認識しておりました。なぜなら、それを実現するためには、覚書に名を連ねた関係者全員の同意が必要となるからであります。いずれにしても覚書の詳細を把握する必要があると判断し、昨年、情報開示請求を行ったわけですが、残念ながら開示してもらえませんでした。

ところが、ことしの3月議会で議員全員にこの覚書が配付され、そのとき同時に、この覚書は議会の同意を経っていないので「紙切れ同然」の無効のものであるとの説明を受けた次第であります。この覚書を配付されたのにどのような意図があったのか知る由もありませんが、同じ情報が非開示になったり、公開されたりすること自体、問題だと考えます。この矛盾に対し納得のいく説明を求めます。

次は、新規業者に、なぜ実績もないS社を選択したのかについてたずねます。

S社は、平成22年4月1日に設立されたばかりの会社であります。会社の事務所は、当初、社長の自宅に置かれ、車両3台が同年9月に購入されております。常識的に考えると、準備が整い次第、許可申請の手続に入るわけですが、どうしたことか、実際の申請はそれから9カ月後の平成23年6月28日に行われております。

ごみ収集運搬業の許可は平成23年12月16日におりておりますが、そのわずか12日後の年も押し迫った平成23年12月28日、平成24年1月1日からS社に、町の約3分の1の業務、委託料金で月額約300万円相当の業務を委託するための契約が締結されております。

町長は、災害時のことを考え委託業者をふやしたと説明されましたが、それならば毎回許可を受けている業者の中に、隣町に会社を構え、自治体の業務実績を持つ業者が存在しているのに、なぜ会社として何ら実績もない新規業者を優先させたのか不思議でなりません。災害時を考えると、同じ町内の業者より距離的に離れたところに存在する業者のほうが効果的だと考えます。何ゆえ実績のない業者に町の大事な業務を与えたのか、説明を求めます。

さらに、許可をおろす際、この会社の実績について調査されたのか否かについてもお答え願います。

次は、委託契約の期間に関し質問いたします。

業者との委託契約は、平成21年度までは1年間でありましたが、平成22年度から23年度の2カ年間は、数カ月ごとの小刻みな契約となっております。まずは、なぜこのように小刻みに契約する必要があったのか、その理由をお聞かせ願います。

また、2社体制になった平成24年度は、以前どおりの1年間の契約に戻されております。このことから、2カ年間の小刻みな契約は、新規業者を参入させるため

の措置であったと考えざるを得ません。このことについても説明願います。

最後に、業者選定方法に関する質問を行います。

平成6年度に取り交わした覚書に何の効力もないのなら、その覚書に制約されることはなくなったわけであります。そうであるなら、業者選択も公募し競争入札を行うのが筋であります。当然、そのことを町長はめざし、思い切った決断をされたものと考えておりました。しかし、実際はそうではなかったようです。

はっきり申し上げます。今回、委託業者を2社にしたことで町が何か恩恵を受けたのかといえば、答えはノーであります。また、内容は改革とはほど遠いものであるばかりでなく、ある種の疑念すら感じます。

平成24年度以降の業者選定に、なぜ公明正大な方法で入札を行い、費用の軽減を図らなかったのか、その理由をただしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員からの二つの質問に順を追って答弁いたします。

まず、次期ゴミ処理施設についてという御質問がございました。次期ゴミ処理施設についての御質問については、須恵町外2ヶ町清掃施設組合の組合長としてお答えすべき部分もあるのではないかと思います。町の一般質問でありますので、町長の立場でお答えできる範囲でお答えいたします。

まず、1番目、「糟屋5町ごみ処理に関する覚書」では、稼働後5年以内に次期プラントの検討に入ることが明記されているにもかかわらず、なぜ覚書に従わなかったのかという御質問でございます。

「糟屋5町のごみ処理に関する覚書」では、関係5町及び組合は委託業務について連絡調整を図るため、また次期事業計画後、今後のごみ処理方針を5町の協力のもと策定するために定期的に協議会を開くことを決めておりますので、これに従い定期的に協議会を開催しております。

この協議会は、「今後のごみ処理、し尿処理のあり方について」「事業主体のあり方について」「毎年度の委託単価について」「その他必要な事項」を協議しているところでございます。こうした中で、大牟田リサイクル発電所の契約期間延長問題も重要な事項として協議しており、このようなことを協議していく中で、行程よりもおくれまいったものと思っております。いずれにいたしましても、今後の廃棄物行政に支障の生じないように、できるだけ早期に方針を決定し、皆様に御報告で

きるよう鋭意努力してまいります。

2番目に、次に「継続」が検討の選択肢に含まれていないことの確認と協議検討がどの程度進んでいるかという御質問でございます。

大牟田リサイクル発電所と関係一部事務組合との「RDFの供給及び処理委託に関する契約」により、一部事務組合の一方的な意思でRDF事業から撤退できないことは3月議会で申し上げたところでございますが、現在、県、大牟田リサイクル発電株式会社及び加入組合などで事業の延長問題について協議が行われているところでございます。

内容につきましては、組合の8月議会で何らかの協議が必要ではないかと思っております。このようになりましたら、町の9月議会において皆様に御報告できるのではないかと考えております。

次に、残地についての御質問にお答えします。

残地につきましては、現在施行中の乙犬中園線及び乙犬切通線道路改良事業の完成を優先課題とし、完了後の本路線の状況をかんがみ、近接するカブトの森運動公園の駐車場利用地や周辺居住者の方々をはじめとして、公共的に利用できる施設用地としての利用を考えております。しかしながら、現時点での利用形態は固まっておきませんので、具体的な計画を図った後、時期を見て用地の協力をお願いしたいと考えております。また、あくまでも計画が固まった時点での予算措置であるべきだと考えております。

なお、町外の地権者に対して、別段の文書による約束を取り交わした経緯は全くございません。町外の地権者に文書で約束していると聞くその真偽はと、全く根も葉もないことをさも事実のようにお聞きでございますが、このような事実無根の内容が本会議議事録として残されることは大変不本意でございますので、議長において、まずこの部分の削除を指示していただきたくお願い申し上げます。

乙犬切通線・中園線改良工事は、平成24年度をもってようやく完成のめどがたちました。議員が、私が取り組んできたことに対しまして全否定で臨まれるお気持ちはよくわかりますが、御自身が乙犬切通線・中園線改良工事のルートの線を落としておきながら3年間全く手をつけることができなかつたことからここまで事業が長引いたとも言えるわけでございます。その間の建設課職員の努力は大変なものでございました。よく頑張ってくれたと思っております。そうした意味からも、よく完成にかぎつけてくれたと感謝の言葉をいただいてもいいのではないかとはいかがでございますでしょうか。

また、平成21年2月25日付にて地権者から、乙犬中園線及び乙犬切通線の道路整備にかかわる要望書をいただいております。議会に対しても、その経緯を踏まえ幾度となく丁寧に説明を重ねております。総務建設委員会においても一定の理解を得ていると思っております。そうした経緯をもう一度、委員会議事録等で確認いただき、先輩議員からもお聞きいただき、質問に生かしていただきたいと考えております。

御自身の思いつきからの一方的な御質問は、これまで積み重ねてきた議論をかきまぜるだけで、何ら前進にはならないと思います。これまで10年余り努力してきた職員の頑張りを踏みにじるものにほかならないことを申し添えておきます。

2番目の不可解なごみ収集運搬業者選定について答弁をいたします。

1番目の「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」、いわゆる合特法に基づいて、平成6年当時の糟屋郡8町と福岡県環境整備事業協同組合連合会並びに糟屋環境整備事業協同組合との間に締結された覚書につきましては、横山議員が昨年の4月に情報開示を請求された際には不開示でございましたが、ことしの3月議会においてそれを議員全員に配付したことから、情報開示の可否を町長の都合で決めているのではないかという御質問であろうかと思っております。

これにつきましては、昨年の7月の情報開示請求時においては、この案件が篠栗町情報公開条例第10条第2号に規定する「町又は国等が行う行政上の監督、検査、取締り、許認可、試験、入札、契約、交渉、訴訟、人事その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるもの」と判断し、開示しなかったものでございます。

しかし、その後、この覚書の当事者であるし尿くみ取り業者や組合から、この覚書に基づく補償費の支払いに関する要望を受け、また現在のし尿くみ取り人口の状況等の調査を行い、これらを踏まえて今後の対応について検討を行った結果、平成24年度において、この覚書に基づく補償費の支払いが必要であるとの判断から、本年度当初予算にこれを計上したところでございます。この予算を御説明するには、この覚書の公表が不可欠であったため、議員の皆様にお配りしたものであります。町長の都合で開示の可否を決定しているということではなく、事務を適切に行った結果でございます。

また、私が紙切れ同然と言ったのではなく、弁護士に協議をいたしましたところ、これは議会の決定も行われてないから、弁護士の考えとしては紙切れ同然だという



判断もされたというふうに申し上げたことを記憶しておいていただきたいと思います。

2番目の御質問は、ことし1月から新たに加えられた業者は、事業実績のない業者ではないかという御質問でございます。

ことし1月に新たに加わった業者の代表取締役は、議員の御質問にある「N社」の前の経営者でございます。従業員もN社の元従業員でございます。確かに会社の設立は平成22年4月であります。代表者や従業員は一般廃棄物収集運搬業務の経験が豊富であるほか、この業務関係の講習等も受講しており、特に支障がないものと認めたものでございます。

3番目に、業者との契約期間が平成22年度から23年度において数カ月ごとの契約になっていることについての御質問でございます。

このごみ収集運搬業務の複数社体制への移行につきましては、以前から懸案事項でございました。特に、平成21年の大災害を経験し、その思いを一段と強くしたものであります。ごみ収集体制の早急な複数社制への移行を模索する中で、結果としてこのような契約期間となったものでございます。いずれにしても、町長の専決事項で行ったものでございます。

4番目は、この覚書が無効ならば、入札して業者を決定すべきとの御質問でございます。

私は、3月議会の予算審査において、この覚書は無効だというお話をしたわけではなく、この覚書についての法的な有効性を疑問視する弁護士もいるということを上げましたものでございます。しかし、この覚書の趣旨は、合特法に基づいてし尿くみ取り業者の経営の合理化のため、一定の補償が必要であるという共通認識からつくられているもので、町と業者や組合との共通理解のもと、適切に運用すべきと考えております。

委託契約に関しましては議員も御承知と思いますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により、一般廃棄物収集運搬業務には経済性よりも安定性や適正処理が強く求められており、以前より一般廃棄物処理実施計画に基づいて、随意契約としているところでございます。今回は、覚書の趣旨も考慮の上、新会社にこの業務を一部委託したものでございます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、横山議員、再質問ございますか。

4番、横山議員。

○4番（横山久義君）　まず、次期ゴミ施設建設に関する質問から再質問します。

順番はいろいろと変わろうかと思いますが、まず、残り地を町が購入するという口約束、町外の方、\_\_\_\_\_でございますが、こちらには何らかの形で文書で出されているのではないかという質問をいたしました。町長はきっぱりと否定をされました。本当に否定してよろしいのですか。私は当事者と会って確認をしてきております。ですから、これは今後、情報開示をし、その後、また9月議会でお話をいたします。

具体的にどういうふうな形で残されたかという、その方との契約書に一項を加えてございます。ですから私は、そのことが悪いと言っているんじゃないんですよ。そういうことをされているのであるならば、ほかの地権者にも同様な対応をされたらどうだったんですかと。

もっとも、その町外の方は言ってありました。自分が恐らく一番最後に契約しただろうと。だから、そういうことになったのかもしれないというふうなことは言ってありましたけども、そういうふうに最後の方であっても、いわゆる一筆書かれているのであるならば、遡ってまた別の念書でも構いませんから、やはり地権者の方は不安で仕方ないんですよ。だから、そこをはっきりとすべきではなかったのかと思っております。

それから、残り地のいわゆる利用計画がまだできてない。地権者に口頭で約束されて何年たつんですか。あなたの任期はもう11月末までしかないんですよ。その間にやはり具体的なことを進めなければいけない。もう購入単価まで決まっているじゃないですか。\_\_\_\_\_そのことを地権者にも話してあるじゃないですか。すべて確認して私は質問しているんですよ。そこまでやっていて、そしてまだ、その時期にならないと購入できないということ自体がおかしいと思う。そういうことで地権者が、要するに、三浦町長だけじゃなくて町に対しての不信感をさらに募らせるんじゃないかなというふうに思っております。

このことについては、今、私、文書としての証拠品があるわけじゃありません。それは私が情報開示して非開示になることはないと思いますので、情報開示した後、9月議会でもたはっきりとさせていただきます。

それから、5町の覚書ですが、これは覚書だけじゃなくて覚書の説明書というのがたしか作成していたと思うんです。その中で5年以内に特に事業主体をはっきりさせようじゃないかと、検討しようじゃないかということをやっております。これは当時の担当している自分が主になってつくっているわけですから、そこら辺

はよく覚えております。それほどやはり次に検討するときには枠組みが大事だよと。最もこれが一番難しいことなんだよということから、これをしなければすべてが始まらないと。

だから例えば、その覚書に沿った検討がおくれたということ、いわゆるRDFの大牟田の発電所との協議を持ち出して言っていますけど、それは関係ないんですよ。それはあくまでもRDFを続ける、続けないの話でしょう。地元が15年間でここから撤退してもらおう、する、しないの話じゃないんです。ですから、今のところじゃなくて、RDFを発電所との協議で続けなければいけないんだったら、ほかのところにRDFの施設をつくれればいいだけの話で、それとこれとを混合しないでいただきたい。地元にはそういう事情は全く関係ございません。

それから、継続ということが余りはっきりしなかったんですけども、継続は絶対にあり得ないということ、もしあり得るんだったら、この覚書、あるいはまた地元との協議書を見られたらわかると思うんですよ。地元は、3町の枠組みしか認めないんですよ。なぜ宇美と志免の可燃物の委託を認めたかということ。それは最終処分場を宇美町の最終処分を使わせてもらおうということ、納得してもらっているんですね。

ですからその後、宇美と志免がリサイクルプラザをクリーンパーク若杉には持ってこなかったでしょう。あくまでも独自につくっている。それほど厳しいものなんですよ、地元の意向としては。だから、それを踏まえて覚書はつくられております。ですから、次の新しい事業主体の枠組みをどうするかということが文言に入るわけですよ。

地元の方はこの5町の覚書は知りません。なぜ知らないか。知る必要もないからなんですよ。自分たちは15年間ここを使わせてたら、後は別に移ってもらうと。だから対策委員会、後で監視委員会というふうな名前になったと思うんですが、それは平成18年度に解散しているんですよ。それをまた施設組合も認めているわけじゃないですか。

なぜ解散したか。もう稼働して順調に回っているから心配しなくていいと。だから、自分たちの役割は終わったということで解散しているんですね。これは継続というものが少しでもあったら解散はできないんですよ。また、解散させてはいけませんよ。だから、そういうことも踏まえて、まず継続はないと。まず、そこははっきりと認識をしておかないと、次期に向けての検討をやっていますと言葉では言っても、それが並大抵のことではないということ、それをしかと肝に銘じてやっ



ていただきたい。

それから、ごみの収集運搬業者の選定ですけども、確かにあの覚書、町長みずから無効であると言葉では言われなかった。でも、弁護士はそういう言いましたよと。しかし、考えてもみてくださいよ。例えば民事裁判、大方の場合、代理人は双方に弁護士がつきます。弁護士が言うことが正しければ原告も被告も勝つんですよ。でも、どちらかが負けるんです、裁判で。それを考えたら、弁護士が言うことをすべて、弁護士がこう言っているから、いかにもそれが正しいみたいな言い方はやめていただきたい。

だから、ここでお聞きしますけども、それなら町長、あなたはこの覚書をどう考えてあるのか。有効であると考えてあるならば、全員の、ここに名を連ねた方の、例えば、旧糟屋8町し尿の業者、それに立会人の福岡の組合の理事長か会長かどちらかですね。そういう方の協議の場を設けて、こういう内容に篠栗町は変更しましたよと了解が要ると私は思います。そこの見解を求めたいと思います。

それから、せっかく2社にするのであるなら、やはり町民がだれが考えても、なるほどいいことをされたなというような入札を考えるべきじゃないかなと。町長の一存で新規業者が、確かにその社長は経験があるかもしれない。しかし、会社としては何の経験もないんですよ。実績もないんですよ。そういうところに仕事を優先してやる。ほかに業者はいるんですよ、ふさわしい業者は。あなたが許可した業者はほかにいるんですよ、何年も前から。その方には全然お声をかけないで、新規をあえて使う。私はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますんで、そこらあたりも答弁願いたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、何らかの文書があるんじゃないかというお話ですが、これについては先ほども申し上げたとおりでございますので、文書があるわけではございません。

2番目に、5町の覚書、説明書等々について、しっかりわかっているのかという総体的な御質問であろうかと思えます。もちろんその辺のところは、須恵町外二ヶ町清掃施設組合というものの存在意義をしっかり理解することにもつながるわけでございますから、十分承知しているところではございます。

その中でいわゆる宇美町、志免町との委託を受けるに当たっての経緯も、今、議員から詳しく御説明がございました。そんな中で、今も5町ブロック会議の中で再三それぞれの議会からお話があるのは、町長も含めて御要請があるのは、5町は一

緒にやっけていきましょうよという、委託じゃなくていわゆる主体として取り組んでいきたいというような思いを常々伝えられるわけですが、あくまで須恵町外二ヶ町清掃施設組合というのは、ごみとし尿の組合でございます、私どももし尿処理を酒水園に数年前から入れていくことができまして、やっくと粕屋、須恵、篠栗という三つの組合が対等な関係で機能し始めたわけでございます。

そうした中で、宇美、志免両町におきましては、し尿処理に関しては両方の2町でつくっております施設がある。そういうことで、じゃあ須恵町外二ヶ町清掃施設組合に入ってくるには、し尿はどうするかというようなことも含めて、私どもは前組合長当時から、この宇美、志免町の私どもの組合への参入については、それは現状の委託のままでお願いいたしますということを言い続けてきているものでございます。

それから、2番目の質問に関するところで、無効とは言わなかったけれども、弁護士がそういうふうに言っているということは実質無効と言っているようなことじゃないかという意味のお話であろうかと思いますが、私は、議会での説明の中に、こういうふうなことも弁護士として言われているということ踏まえた上で、この覚書については尊重しなければいけないということでもって、24年度にいわゆるし尿処理の減少になった戸数分についての資金手当をしていかなければいけませんということでの600万円の予算を計上し、そのことを説明したと思っております。

それについては、当然、それを受けて2社にするということは、覚書を無視してないことであるならば、当然、全関係者に説明しなければならぬんじゃないかというような御指摘もございますが、これについては町長会の中で説明するとともに、関係組合には個別にお話もいたしておりますし、あの覚書の中の意向の中に、それ以外のことを町と当事者が決めるというような項目もあるということもおわかりいただいていると思いますので、これはそういうふうな段階を経る中で決めたわけでございます。

これがきっかけに、今、糟屋の1市7町の中で、この覚書というものについて、どこのまちもやっぱり4,000戸を切っているということがあって、町によっては2,000戸を切って、その他の項目に踏み込まなければいけないところもあるわけでございます、今度、議会が終わった後、各町の町長が集まって、これについてのどういうふうな取り組みをしていくか、町長会としての検討を進めようということで一歩前進しているところでございます。

最後の質問の中で、町民がなるほどという、いわゆる入札とか、そういうようなものをしていかなければいけないかというふうなことでございますけれども、これ

については、私どもが先ほどから申し上げております各事業の町内での経験者であることで十分やっていけるということで私のほうで、そしてまたこれは計画に基づいて随意契約が望ましいという判断に基づいてやったものでございます。

もう1点答弁し忘れましたが、いわゆるごみ処理施設の再稼働について、継続する、しないというものをしっかり表明すべきじゃないかということをおっしゃってありますが、これについては3月の議会でも申し述べたとおり、今年度の中でしっかりとした方向性を決めていくということをお話をしているところでございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 横山議員。

○4番（横山久義君） ごみ施設に関してのことですが、いわゆる志免、宇美は5町方式でやってくれという要望だと思うんですが、それは今までどおりということの今の施設組合の気持ちでしょうから、そのことで志免町、宇美町は了解をされているのかどうか。そういうのは一つ一つ決定していかないと物事は先に進まないと思っております。

ただ、そのとき覚悟しなけりゃいけないのは、宇美と志免が今のままだを継続することで了解するかという問題なんです。というのが、宇美町には最終処分場がございまして。宇美と志免は同じいわゆる単位とみなしてもいいと思うんですが、志免と宇美、粕屋のクリーンパークに入れるときは篠栗のほうを向いていたわけですが、反対側を回れ右しますと、春日市に福岡市と春日、大野城市の大きな南部工場がございまして。あきもかなりあると思うんですね。それやったら自分たちは最終処分場をもってそちらに移るよと言われることも検討肢に入れとかないけないんですよ。

だから、そういういろんな要素が含まれていますんで、そう簡単に今までどおりということではいけないんじゃないかなと。それで宇美と志免が了解されているのかどうか、そこまで協議が決定されているのかどうかについて、今回はまずお聞きしたいということ。

それから、継続というものを今年度中も含めて決定するということですが、それは違うと思うんですよ。継続は地元にはあり得ないわけですから、そのことを早く認識をし、もちろん町長だけでなく清掃施設組合もそこを認識して、そして真剣な気持ちで対応しないと、私は冒頭に道路建設のことを言いました。10年かかったよと。別に従事した建設課のことを何しているんだということをおっしゃっているんじゃないんですよ。3月議会でも私は、御苦労でしたという話をしたと思うんです。

が、いわゆる地元要望の道をつくるんでもかかるんだよということを言っているんですね。ましてや、ごみ処理施設ですよ。あと6年を切った今、それができると私は思いませんが、自分もそのことに携わった一人間として。ですから、私は心配して言っているんです。だから、そのために大きな覚悟が要る。その覚悟は何かというと、継続はあり得ないんだということをまず認識しなけりゃいけないんだよということなんです。

ですから、今年度中にそこを含めて結論を出しますと。そのときに継続で出ましたと言ったって、地元はそんなことは何ものみませんよ。地元にはもう窓口もないんですよ、対策委員会も解散しているんですから。そういう深刻な状況にあるということを再認識してやっていただきたいなど。

これは今、どうのこうのと言っても仕方ないから、また9月に質問いたしますので、そのときにまたきっちりした答えをいただければいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 議員がおっしゃる5町方式というのは、本当にこれはスタートからの5町ブロック会議の中で、何で委託かと。宇美と志免は再三協議が、16年以前もそういうかなり激しいやりとりがあったということは聞いておりますし、私が就任してからもそうでございます。そんな中で、今、お話があるように、よそに持っていくかもしれないよと。それは当然、そういうこともありえるかもしれない。

それとあわせて、例えば福岡市だって、今、東部の清掃工場は非常にごみの量が少なくなってきておりまして、実はあきもあるかもしれませんみたいな話は私どもも聞いております。それほどごみに関する状況というのは、いわゆるそれぞれの自治体で取り組んであるごみの減量化と相まって、非常に今、変化が出ているときでございます。

そんな中で、私どもは一貫して、須恵町外二ヶ町清掃施設組合という立場は堅持するというのを毎回の5町ブロック会議で、これはつい最近まで年に1回しか開催されておりましたので、これじゃいけないということで、通常、年に3回ぐらいはしていこうと。今後については、2番目の御要望にもあったようなことも含めて、数回、5町に関して同じようなレベルの情報が欲しいということで、私どもも開催することとしているところでございます。

しかしながら、須恵町外二ヶ町清掃施設組合としては、一貫して私どもは3町堅持をしていくことは、これは29年より先の話とかじゃなくて、今の残り6年間のことでもありますけれども、そのことも踏まえてそういう状況でございます。

それから、私が今後5年のうちに決定するということにつきましては、今、御意見を承ったことを踏まえて、また次の議会でのいろいろなやりとりの中で、継続して協議をして御報告をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 回数が来ましたので、これで終わりますが、横山議員、1問目のごみ処理施設の件の（3）番目の分です。そこの項目の分です。先ほど議員もおっしゃいましたけども、文書で約束していると聞くという形で、今度、情報開示して9月にもというふうな話がありましたが、次回に延ばされますか。今回これを残されますか。

いわゆる推測の域を今の時点では脱していないように感じるんですが、そういうことであれば、9月にそういった書類等を一緒に確認されてこの項目を起こされたらどうかというふうに思っています。

どうぞ。

○4番（横山久義君） 今回は、町長が最初に答弁されたように、そういう文書は一切ありませんということで私は残させてもらおうかなと思います。9月は9月で、またその後、いろんなことを、こちらもあくまでもそういうことを言われていますよと。地元の地権者からしきりに言われていますよということで質問していることになっていきますんで、そういうことは一切ないと否定されるのであるなら、それで残しておかないと、それを踏まえて9月にやはりどうだったかということ、もし実際に情報開示してそういうのがなかったと。地権者が私に間違っただけを言ったというのであれば、それはそれで私が謝罪せないけない。そのためにはやはり残しておかなきゃいけないと。

○議長（今泉正敏君） ですから、最初、きょう開会冒頭に申しましたように、最終日に議長判断をまた報告するようにしておりますので、その点は、この会期中に議員と詰めたいと思います。よろしくお願いします。

○4番（横山久義君） はい、いいです。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の日程はすべて終了しましたので、散会いたします。

散会 午前11時55分

平成24年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月15日(採決)

平成24年 第2回 定例会 会議録

日時 平成24年6月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	高 木 美 奈 子
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長 補 佐	久 芳 良 行
住 民 課 長	藤 佳 光	国 保 健 康 課 長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こ ども 育 成 課 長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	宮 石 満	産 業 観 光 課 長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社 会 教 育 課 長	阿 部 正 博

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------



開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では吉村税務課長が病欠のため、久芳課長補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、6月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、質問議員と協議の上、一部文言の取り消しと字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） おはようございます。御報告いたします。

議案第23号

専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）

〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の概要としては、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において、震災特例法に規定する被災居住用財産敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長する特例を適用するものであります。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、

平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君） おはようございます。報告いたします。

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）

〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主なものとして、一つ目は、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続の簡素化が行われました。扶養親族等申告書及び公的年金支払報告書それぞれに寡婦（寡夫）を記載することにより、年金所得者が町に対して行っていた寡婦（寡夫）の申請手続を省くことができるようになりました。

二つ目は、固定資産税等の課税標準の特例の改正で、公共下水道を使用する者が設置した除害施設で市町村の条例で定める割合が4分の3に、特定都市河川浸水被

害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設で、市町村の条例で定める割合が3分の2に定められました。

23年度までの特例適用年度が26年度までに延長されました。

特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園・図書館・博物館の非課税制度新設に伴う当該法人該当届け出義務が定められました。

最後に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例制度で、租税特別措置法に規定する災害に遭った敷地を譲渡する場合の譲渡期限の特例「3年」を震災特例法により「7年」に読みかえることとして新設されております。

なお、本条例は、平成24年4月1日から施行され、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君） 報告します。

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）

〔平成 24 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について〕

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 24 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険税の収入不足等により、平成 23 年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成 24 年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金 5,000 万円を追加補正するものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第 4、議案第 26 号、外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

議案第 26 号

外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について

本議案は、平成21年7月15日、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が公布され、施行年月日を公布の日から起算して3年を超えない範囲内で定める日とされ、その施行日が平成24年7月9日となったことに伴い所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、外国人住民のほうも住民基本台帳法の適用範囲に加えることとなりましたので、関係条例中の「外国人・外国人登録等々」の表記を削除するものです。

なお、本条例は、平成24年7月9日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第27号、篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

議案第27号

篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成22年度税制改正に伴い年少扶養控除が廃止されたことに伴い、現行制度において個人住民税と連動している町立幼稚園の授業料減免の判定に影響が生じるため、当該条例の一部を改正する条例について議会の議決を求められたものであります。

主な改正内容は、町立幼稚園の授業料減免の判定について、従前は町民税の所得割課税の額が1万円以下となる世帯について対象としておりましたが、年少扶養控除が廃止されたことにより必然的に町民税の所得割課税の額がふえるために、判定に当たっては、廃止された年少扶養控除額を考慮して、保護者の負担が変わらないようにするため当該条例の一部を改正するものです。

なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の篠栗町立幼稚園の授業料等の減免に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第28号、工事請負契約の締結について（篠栗町社会体育館改修工事）を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 報告します。

議案第28号

工事請負契約の締結について

本議案は、平成24年度篠栗町社会体育館改修工事について、次のように契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求められたものであります。

1. 契約の目的 篠栗町社会体育館改修工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 5,166万円
4. 契約の相手方 福岡市博多区博多駅南1丁目14番8号  
株式会社浅沼組九州支店

執行役員支店長 田島茂文

当委員会審査において委員からは、今回の工事規模がC等級に該当するにもかかわらず、A等級の業者を入札に参加させたのはなぜかとの質問が出されました。執行部の説明によりますと、発注基準により、今回の工事は設計金額約6,227万円でC等級に該当、また、指名基準で5社以上の入札に該当するので6業者を指名した。等級別ではAが2社、Bが1社、Cが3社であった。

また、篠栗町建設工事等競争入札参加指名基準（指名の特例）の「等級別区分の直近の上位または下位の等級に属する業者を指名することができる」に照らすと不適切であるとの意見については、指名審査委員会において、業者選考に当たり工事の履行、地域経済の振興を考慮し、等級を超えて選定したほうが、より効果が求められると判断できる場合には、基準を超えて指名するケースがあるという運用をしている。

また、町内業者育成の観点から、町内の業者で工事施工の能力があるにもかかわらず、入札参加指名基準を遵守すると町外の業者を選定せざるを得ないということになるため、特に町内の上位等級の業者の方がなかなか受注機会がないという状況が生じる。その観点から、今回、町内のA等級業者を入れた。

また、もう1社のA等級業者は当体育館の建設を行った業者で、建設後、間もなく発注した地盤隆起の調査を行っており現場の状況を熟知していることから、他の業者にない効果的な工事の施工が期待できるという観点から、担当課の意向も加味した上、参加させた。

この2業者については、ともにA等級であるが、このような理由により、指名審査委員会としては入札に参加させることに決定した。

土木工事の指名選考については、町内の土木業者に限り等級を二つ超えても指名できるという規定がある。今後、建設工事についても、町内業者を優先的に選考で



きる制度や、より効果が期待できる場合の制度について明文化していくことが重要と考える。

以上が執行部からの説明でした。

また、他の委員から、当時設計施工された業者を入れたのはよかったのではないか。基準はあるにしろ、事案によってはかえてもいいのではないかななどの意見も出しました。

なお、入札の経過としては、2社が最低制限価格による入札で同額であったため、くじ引きによって落札業者が決定されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案どおり可決いたしました。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まずは反対討論からまいります。

反対討論がございます方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、篠栗町社会体育館改修工事を請負金額5,166万円で株式会社浅沼組九州支店と契約締結するため、議会の議決を求められたものであります。

ところが、本工事の入札は、指名競争入札で行われたにもかかわらず、入札に参加する者の資格や指名基準及び発注基準を定めた要綱等を見逃したやり方で実施され、明らかな\_\_\_\_違反であります。

要綱等では、建築工事のランクはAからEまでの5区分となっており、工事金額からこの工事はCランクの業者を基準に、町長が認める場合でも、その直近の上下のランク、つまりこの場合、B及びDランクの業者にしか入札の資格がありません。しかし、この工事の指名には資格がないAランクが2社含まれ、そのうちの1社が落札したことにより、地元業者の受注の機会が無残にも奪われた結果となっております。

同じような\_\_\_\_違反が平成22年度の北勢門小学校校舎増築工事でも起きており

ます。このケースでは、Cランクの通常の工事内容であったにもかかわらず、指名業者にCランクやDランクは一切含まれておりません。地元業者としてはBランクの1社が辛うじて指名されただけで、残りはすべて町外のAランクの業者で占められておりました。結果的に唯一の地元業者は失格扱いとなり、町外の業者が受注しております。

このように\_\_\_\_違反の入札が恒常化しており、その都度、地元業者の受注チャンスが失われているのが実情であります。町長の公約でありました地元業者育成の約束は、実は絵にかいたもちだったと言われても仕方ありません。また、\_\_\_\_違反の入札は、近々のうちに実施される入札指名にもあります。今回の入札は、町みずからが正当な入札を妨害した色合いが強く、到底、議会人として看過できるものではありません。したがって、本議案に断固反対いたします。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論を行います。

10番、阿高紀幸議員。

○10番（阿高紀幸君） 10番、阿高でございます。

議案第28号、工事請負契約の締結についての篠栗町社会体育館改修工事の指名競争入札の意義について、議員から、さきの本議会で、大綱質疑の中でこのように述べられておりました。

建築等級区分及び基準数字に当てはめると、当然、C等級ランクに該当するが、今回の工事規模はC級に該当するにもかかわらず、A等級の業者を入札に参加させたのはなぜかという大綱質疑の発言でございました。

私は、議員の質疑を重く受けとめ、付託された文教厚生委員会の開催前に、私なりに慎重かつ公平に担当部署、財政課に意見、説明を求め、調査検証してまいりました。

まず、執行部の説明は、この工事はC等級ランクに該当し、指名基準で5社以上の入札に該当するので6業者を指名した。等級別では、A等級ランクの地元建設会社と昭和61年に当体育館の建設を行った建設会社の2社を指名委員会は入札に参加させた。そのほかにB等級ランク1社とC等級3社に決定したとの返答でございました。

また、設計金額はC等級ランクづけなのに、なぜA等級ランクの業者を入札に参加させたのかとの私の質問に対して執行部は、指名審査委員会において、業者選考に当たり地盤隆起の解消には高い技術力が必要であり、工事の履行、地域経済の潤い、地域振興を考慮し、A等級ランクの地元建設会社1社ともう1社が、A等級建

設会社は地元ではありませんが、当体育館の建設を施工し、建設後も発生した地盤隆起の地質調査を行っており、現場の状況を熟知しており、また建設当時の施工をした資料もあるので、他の業者にはない効果的工事の施工が期待できるとの観点から、担当課の意見や意向を吟味した上、参加させたとの説明を受けました。

また、指名基準、指名の特例の等級別区分の直近の上位、また下位の等級に属する業者を指名することができるには、私は、当てはまってない不適當ではないかとの意見については、執行部の説明では、工事において等級を超えて業者を選定したほうが、よりよい効果が求められるとの判断ができる場合には、基準を超えて指名することができますという特例を適用したとの説明でありました。

また、今回、地元町内のA等級業者の入札を入れたのは、公平性はもちろん、町内業者育成と入札参加指名基準を遵守すれば町外業者を選定せざるを得ないことや、町内の上位等級ランク業者が受注機会がない状況を生むことを考えれば、公平に熟慮したとのことでありました。結果的にはこの入札は同額のため、くじ引きで町内地元業者が入札できなかったが、この意義は大いにあったと思います。

確かに、地元業者優先で受注させるということは、我々町民も議会のほうも、それは確かにいいことでもあります。けども、今、篠栗町の財源状態からしますと、やはり安い単価で大きな仕事ができる、そのようなやり方をやっていかなきゃならないと私は思います。

それに私は、余談になりますが、今回の検証において非常に変化を感じました。この三浦町政になって、一般の職員、執行部の方たちの答弁、説明、今までトップに遠慮がちで言葉の萎縮を感じられておりましたが、今回のいろいろな質問に対しての発言が堂々としたものでございます。そして、職場が明るくなっております。これは三浦町長が進めてある職員の意識改革が、及第点ではございませんが、徐々に浸透しているんじゃないかと私は感じました。職員の意識改革が、これから先、徐々にではありますが、どんどん進歩していくことを私は願っております。

議員の皆さんも、このごろどう思われます。私は、本当に今、篠栗町の職場は明るくなったと思っております。だから、これから先も変化を求めていかなきゃならない。

これは余談になりましたが、その変化について、今後の課題としまして、指名選考について、土木工事の指名が等級を二つ超えてよいとなっておりますが、建築工事においても、その時代の流れや経済動向、また公共投資のオーバー現象や地元の発展や振興のニーズに合わせられる透明性のある制度について、見直しや検討をす

る時期が来ていると私は思っております。

以上、慎重に調査し、検討しましたが、今回の競争入札参加指名基準を超えての指名審査委員会の決定は、法令の順応性を合致するのであると私は思っております。特に、特例にある金額にかかわる高度の技術をもって施工する必要があるときの項目に私は当てはまると思います。

以上のとおり、公平かつ適正な執行を図っていると判断し、社会体育館改修工事の契約の締結に賛成するものであります。

最後に、社会体育館を利用してある小中学生や校区の一般の人たちの苦情の心情を思えば、早く工事を着工してもらいたいという私の願いでございます。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次は反対討論でございます方。

○12番（荒牧泰範君） 12番、荒牧です。

一言だけ意見を述べさせていただきます。

今、るる細かな話もあっておりますが、地方自治法に定める議会の使命というのは、執行部、町長より提案された予算及び条例を可決すること、そして、その可決されたものが適正に予算執行されているか、また条例が守られているか、これだけが使命でございます。よく町民の代弁者だとか、そういうことは地方自治法には何も載っておりません。これのみが使命でございます。ただ、その使命からしてみますと、要綱なり規則、規程というのは、可決して成立した条例を守らんがためにつくってある要綱、規則、規程、これを一指名委員会が飛び越えることができるという判断そのものが大間違いだと思いますので、この場合、明らかに\_\_\_\_違反に当たると私は思いますので、反対いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方。

次に、反対討論でございます方、ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号、福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題と

いたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第 29 号

福岡県介護保険広域連合規約の変更について

本議案は、外国人登録制度が廃止されることに伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求められたものであります。

規約変更の内容は、別表第 3（第 18 条関係）の備考 1 及び備考 2 中「及び外国人登録原票」を削るもので、平成 24 年 7 月 9 日から施行するものであります。

改正後の規約については、平成 25 年度以降の年度分の負担金から適用するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 30 号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）

## 議案第 30 号

### 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

本議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求められたものであります。

規約変更の内容は、別表第 3 の備考 2 中「及び外国人登録法第 4 条に規定する外国人登録原票に登録された者の数を合算して得た数」を削るもので、平成 24 年 7 月 9 日から施行するものであります。

改正後の規約については、平成 25 年度以降の年度分の共通経費の人口割について適用するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 31 号、平成 24 年度篠栗町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第 31 号



平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億231万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、教育費において、コミュニティ助成事業補助金190万円の増額、繰出金において、国民健康保険特別会計に185万3,000円の増額及び後期高齢者医療特別会計に340万3,000円の減額、その他人事異動に伴う人件費の補正で149万3,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、諸収入においてコミュニティ助成事業190万円の増額、地方交付税のうち普通交付税につきましては5万7,000円を減額補正するものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第32号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。



○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第32号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,619万5,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第33号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査当委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第33号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,106万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第34号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第34号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,218万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第35号、平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

大楠委員長。

○予算審査特別委員会委員長（大楠英志君）

議案第35号

平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）につ

いて

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人事異動に伴う人件費169万5,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ4億8,865万円とするものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第1号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文厚厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑ございますか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 文厚厚生委員長にお尋ねしたいんですが、篠栗町における学童保育時間延長を求める要望書という形で提出されておりますが、当然、住民の方、提出者からしてみると、議会に対する陳情、請願の意味合いを込めていると思うんですが、文教厚生委員長が受けられるというように、その轍が踏まれてあったのかなかったのか確認されたのかと、委員会として受けとるんで、当然、要望書であって、町民の方はこうしていただきたい、この旨を執行部に伝えていただきたいというのが要望書であって、まとめを見ても採択でもないし不採択でもないし、勉強していく。これでは要望書に対する委員会としての答えになってないと思うんです。そこの2点、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長、どうぞ。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 轍を踏むとか踏まないとかというよりも、この要望書は議会と執行部のほうに出されておりましたので、当委員会といたしましては、このことについてみんなで調査をしようということで、出された方々もお呼びして5回の会合を開きました。

そこら辺のところはいろいろあったんですけども、かいつまんで言えば、学童保育の申し込みが、従前から大体、待機児童が出ているということもあったし、今のライフワークバランスというか、そういうことにかんがみても、やっぱり保育に預ける人たちの需要がものすごく高くなって、やはり6時までということは帰りが着かないという問題も生じると同時に、当委員会としてみたら、やっぱり保護者の要望にも答えたいという気持ちもあるけれども、お母さんたちも努力してほしいという気持ちもありました。しかし、最初から延長保育ありきという考えではやっておりません。

しっかり皆さんと検討した結果、こういう御時世でもあるし、また学童保育は待機児童が出ている。学童保育を広くするとかいうことは、財政上、考えられないことでもありますから、そこら辺のところは皆さんで慎重に協議して、何とかこたえていきたいという考え方で、その要望書が1,000人の署名があったとしても、ごくわずかな件数かもしれないけれども、そこら辺は慎重に審議したものであります。

○議長（今泉正敏君） 審議内容ではなくして、いわゆる受け付け方のことと、それは先ほど執行部と両方に出たということで、ある程度はそういう説明をされましたが、それとご返事はどうだったかという。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　じゃあさきの問題で、まずこの要望書をいただいたときは、議会からそれは議会の常任委員会で皆さんと協議してくれということを受けて、先ほど申しましたように審査をしてきました。最後のほうの伝え方ということになると、今回の6月の定例会が終わって、議会広報のほうに載せようということを決めております。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　その説明ではなくして、今の質問に対する答弁をされないと、質問議員は当事者に対してのどのようなお伝え方をされたのかということで、現在してないのであれば、まだしてないということだけでいいと思います。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　要望書をお届けになった方に対しては、議会事務局のほうにお電話があったということをお聞きしているので、委員会としては伝えておりません。

○議長（今泉正敏君）　正式にまだ当事者には伝わってないということですね。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　はい。

○議長（今泉正敏君）　荒牧議員、どうぞ。

○12番（荒牧泰範君）　済みません、僕も事務局に聞けばわかるでしょう。これが陳情扱いなのか請願扱いなのか重さも違ってきますし、もしその扱いがされてないとすれば、当然、委員長が受けられるときに、提出者に対してそういう法的な轍を踏まなくちゃいけないんだよと教えなくちゃ一般の町民の方はわからんと思うんです。ですから、それをやられたのか、やられてないのか。

それと、執行部には出してありましょう。これはあくまで議会に求められたものであって、まとめの中で財政的に厳しいから云々という、これは執行部の問題でありまして、議会、委員会としては、提出者の意見が採択に値するものか、値しないものか、その判断をして返すのが委員会の仕事だろうと思いますので、これをこのまま返すようなことというのは、私自身としては委員長にもう一度委員会を開いて、きれいに議会の意思を表明して伝えていただきたいと思うんですが、そのあたりをどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君）　後藤委員長、どうぞ。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　閉会中の調査はまだ終わってはおりません。だけど経過の途中ですけど、広報には載せようと思っております。これはまだ続きます。

○議長（今泉正敏君）　委員長に今、要望として荒牧議員からは、そういった委員会

の協議をしてほしいというふうな要望でいいですか。そういうことが依頼されておりますので、それを受けられるかどうかを今、答弁されればいいと思います。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 要望は受けていきたいと思っています。

○議長（今泉正敏君） じゃあそういったまとめ方をしてほしいという要望の形でよろしいですか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 議会において議長のもとで配付されている。これはまとめの中で文教厚生委員会が終了したまで書いてあって、今、終了していませんなんて言われても困るので、これは回収していただいて、もう一度強く再度、採択なのか不採択なのかという意見を提出者に戻せるように審議をしていただきますよう強く要望して終わります。

○議長（今泉正敏君） ほかに質疑ございますか。

質疑がないようですので、各常任委員会の閉会中の調査結果についての質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会かの日程はすべて終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可をいたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成24年第2回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。

専決処分の承認3件、条例の制定2件、工事請負契約の提携について1件、規約の変更2件、補正予算5件の上程いたしました13議案すべてについて可決いただきましたことに感謝いたします。

可決いただいた議案の中で議案第28号、工事請負契約の締結についてでありま



すが、この議案は地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めたものでございます。

御承知のように、第96条は、普通公共団体の議会は、次に掲げる事件について議決しなければならないとして15の項目が掲げられておりますが、5号は、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める契約を締結することとなっております。つまり種類、すなわち工事請負であること、契約金額5,000万円以上の契約であることなど、地方自治法第96条第1項第5号の規定に該当するため議会の議決を求めたものであります。

当然、議案は議員必携にあるとおり契約の目的、相手方、契約の方法、金額等を記載した契約議案を議会に提出して議決を求めたものであります。議会はその項目について内容を審議いただくわけでございますが、先ほどの討論を聞いておられますと、執行部が議会に求めている議決すべき事項、すなわち契約の相手方が契約の目的に沿った工事を施工可能かどうかという判断を求めることと私は理解しておりますが、それとは関係のない指名審査基準等に言及した意見となっている気がいたしました。今後の地方自治法第96条第1項第5号に該当する契約議案にもかかわってくる問題でございますので、また場を変えて執行部等を交えてこの件については論議していく。この件といいますのは、指名審査基準等々についてでございますが、論議していく事項ではないかと考えております。

さて、議会における諸情勢報告の中で紹介したこともございます総務省自治財政局長の椎川 忍氏著の「緑の分権改革」、あるものを生かす地域創造の中に、現在の文明は遠からず終えんを迎え、その後に新しい文明が創造され、それによって人間の新たな発展の道が開けるといふ考え方が世界じゅうでかなり一般化しつつあると書かれています。つまり最新の経済理論と言われて久しい「新自由主義」の主張の中心をなしてきた他者より優位に立っている分野や大きな経済集積がある地域を核として、そこに集中投資や資源の集中投下をすることにより経済のパイを拡大し、その結果、その他の分野や周辺地域にも波及効果、つまりおこぼれが滴り落ちて、国全体の経済が底上げされ発展していくことが望ましいという考え方、これをトリクルダウンモデルといいます。この考え方から持続可能性と格差の縮小を重視するとともに、個々の地域や1人1人の人間を大切に、それらを活性化することにより、あらゆる地域において富が大地から沸き上がってくるような経済社会構造への転換をしていくというものであります。これは大変大きなパラダイムシフト、つまり価値観の大転換であります。こうした考え方は、安定的低成長、人口減少、少

子高齢、資源枯渇といった問題を抱える時代の国家国民ビジョンとなるべきものであり、また来るべき次の文明を解きあかすキーワードにもなるものであります。

一般質問でのやりとりの中でも、将来の人口構成について御意見をいただきましたが、どうあがいても現在の3世代、つまり0～14歳、15～64歳、65歳以上という人口構成を維持していくことは不可能でありまして、少子高齢化の波の中で努力を積み重ねても、必ず変化を最小限は受け入れていかなければなりません。

そうした中で、いち早く他の要素も踏まえたパラダイムシフトを読み取り、来るべき新しい文明社会が日本の原風景を持った我が町篠栗町のような農山漁村文明の再生により生まれてくるに違いないと私は確信を持つのであります。

「今さえよければいい」から「持続可能性を重視」へ、「人間さえよければいい」から「人間も自然の一員であり多様な生物種の一つである」という考え方へ、「自分さえよければいい」から「利他の心、公共心、他者との共存、社会貢献」へ、「自然は人間に奉仕するもの」から「人間も自然に生かされている」という考え方へ、「経済物質的な豊さ、お金だけが重要」から「環境、幸福感、誇りなども重視」する社会へ、「市場原理優先」から、「きずなや関係性における生産や消費を重視」へ、「競争社会」から「共存社会」へ、そうした社会の実現に向けて、今、私たちは一步を踏み出さなければならないものだと考えております。それがあつものを生かす地域力創造としての緑の分権改革であります。

私は、こうした文明の転換点であることをしっかりと政策の基礎部分に置きながら、21世紀前半を乗り越えていかなければならないと考えます。そして、この考えをベースに、我が町の人口問題、産業振興、財政運営、環境・健康・観光を柱にした循環型社会の実現と農業の6次産業化などに取り組んでいかなければならないと考えているものであります。

私は、決して野心家ではありません。しかし、現在の文明の転換点とも言えるこの時代において、道を外さず、持続可能な篠栗町の個性を創造するために、そして、それが篠栗町民の幸せにつながるものだと信じて、そのために精いっぱい努力をするのがこの時代の転換期を任された自分の役目であると信じて、3期目の挑戦を決意いたしました。

自分たちの町のまちづくりは自分たちの手でという自治意識による行動と結果の積み重ねとしての未来に続く持続可能なまちづくり、そのために、そしてまた住民の皆さんが主体性を持ってまちづくりに汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識の創造としての新しい公共の実現のために、しっかりと頑張ってい

りたいと考えております。今後、具体的な政策を公表し、町民の皆様に訴えてまいります。本日午後、正式に出馬表明をマスコミに発表いたします。

閉会に際しまして私の思いをお話しする時間をいただきましたことに心から感謝いたします。

以上で、平成24年第2回定例会の閉会のあいさつといたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成24年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

松田 國守

篠栗町議会議員

阿高 紀幸